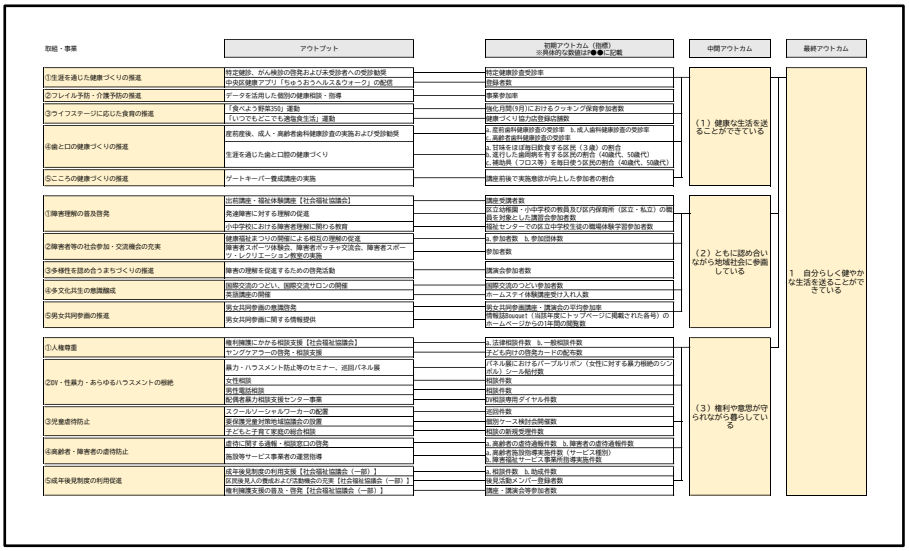
第４章　基本目標に向けた取組・事業

資料２－１

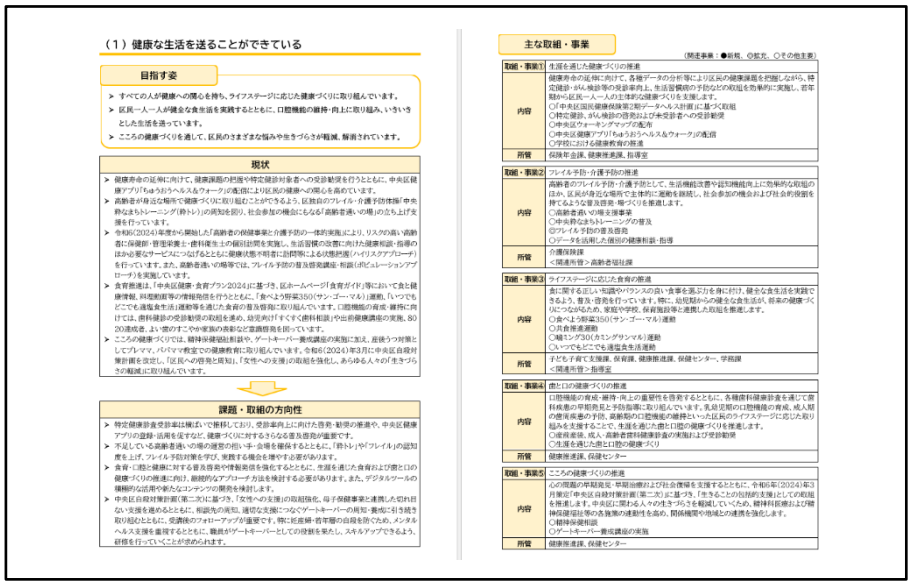
本章の構成

第４章では、計画の体系（P●●）に掲載された４つの基本目標（最終アウトカム）ごとの体系図を見開きで掲載し、続いて、目標に対する施策の方向性（中間アウトカム）ごとに、目指す姿、現状、課題・取組の方向性、主な取組・事業を掲載しています。

① 基本目標（最終アウトカム）ごとの体系図



② 目標に対する施策の方向性（中間アウトカム）ごとの説明


（１）健康な生活を送ることができている

目指す姿

- すべての人が健康への関心を持ち、ライフステージに応じた健康づくりに取り組んでいます。
- 区民一人一人が健全な食生活を実践するとともに、口腔機能の維持・向上に取り組み、いきいきとした生活を送っています。
- こころの健康づくりを通して、区民のさまざまな悩みや生きづらさが軽減、解消されています。

現状

- 健康寿命の延伸に向けて、健康課題の把握や特定健診対象者への受診勧奨を行うとともに、中央区健康アプリ「ちゅうおうヘルスＡウォーク」の配信により区民の健康への関心を高めています。
- 高齢者が身近な場所で健康づくりに取り組むことができるよう、区独自のフレイル・介護予防情報「中央熟なまちトレーニング（熟トレ）」の周知を図り、社会参加の機会になる「高齢者通いの場」の立ち上げ支援を行っています。
- 令和6(2024)年度から開始した「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」により、リスクの高い高齢者に保健師・管理栄養士・歯科衛生士の個別訪問を実施し、生活習慣の改善に向けた健康相談・指導のほか必要なサービスにつなげるとともに、服薬状態や栄養に関する問診票による質問票（ハイリスクアプローチ）を行っています。また、高齢者通いの場等では、フレイル予防の普及啓発講座・相談（ポピュレーションアプローチ）を実施しています。
- 食育推進は、「中央区健康・食育プラン2024」に基づき、区ホームページ「食育ガイド」等において食と健康情報、料理教室等の情報発信を行うとともに、「食べよう野菜350（サン・ゴー・マル）」運動、「いつでもどこでも適塩食生活」運動等を通じた食育の普及啓発に取り組んでいます。口腔機能の育成・維持に向けては、歯科健診の受診勧奨の取組を進め、幼児向け「すくすく歯科相談」や出前健康講座の実施、8020達成者、よい噛めますやや家族の表彰など意識啓発を図っています。
- こころの健康づくりでは、精神保健福祉相談や、ゲートキーパー養成講座の実施に加え、産後うつ対策としてプレママ、パパママ教室での健康教育に取り組んでいます。令和6(2024)年3月に中央区自殺対策計画を改定し、「区民への啓発と周知」、「女性への支援」の取組を強化し、あらゆる人々の「生きづらさの軽減」に取り組んでいます。

課題・取組の方向性

- 特定健康診査受診率は横ばいであり、受診率向上に向けた啓発・勧奨の推進や、中央区健康アプリの登録・活用を促すなど、健康づくりに対するさらなる意識啓発が重要です。
- 不足している高齢者通いの場の運営の担い手・会場を確保するとともに、「熟トレ」や「フレイル」の認知度を上げ、フレイル予防対策を学び、実践する機会を増やす必要があります。
- 食育・口腔と健康に対する普及啓発や情報発信を強化するとともに、生涯を通じた食育および歯と口の健康づくりの推進に向け、継続的なアプローチ方法を検討する必要があります。また、デジタルツールの積極的な活用や新たなコンテンツの開発を検討します。
- 中央区自殺対策計画（第二次）に基づき、「女性への支援」の取組強化、母子保健事業と連携した切れ目ない支援を進めるとともに、相談先の周知、通切な支援につなぐゲートキーパーの育成・養成に引き続き取り組むとともに、受講後のフォローアップが重要であり、特に栄養補・食育層の台頭を防ぐため、メンタルヘルス支援を重視するとともに、職員がゲートキーパーとしての役割を果たし、スキルアップできるよう、研修を行っていくことが求められます。

主な取組・事業

（関連事業：●新規、◎拡充、○その他主要）

取組・事業1	生涯を通じた健康づくりの推進
内容	健康寿命の延伸に向けて、各種データの分析等により区民の健康課題を把握しながら、特定健診・がん検診等の受診率向上、生活習慣病の予防などの取組を効果的に実施し、若年期から区民一人一人の主体的な健康づくりを支援します。 ○「中央区国民健康保険第2期データヘルス計画」に基づく取組 ○特定健診、がん検診の啓発および未受診者への受診勧奨 ○中央区ウォーキングマップの配布 ○中央区健康アプリ「ちゅうおうヘルスＡウォーク」の配信 ○学校における健康教育の推進
所管	保険年金課、健康推進課、指導室
取組・事業2	フレイル予防・介護予防の推進
内容	高齢者のフレイル予防・介護予防として、生活機能改善や認知機能向上に効果的な取組の拡大、区民が身近な場所で主体的に運動を継続し、社会参加の機会および社会的役割を持てるような普及啓発・担づくりを推進します。 ○高齢者通いの場支援事業 ○中央熟なまちトレーニングの普及 ◎フレイル予防の普及啓発 ○データを活用した個別の健康相談・指導
所管	介護保険課 <関連所管> 高齢者福祉課
取組・事業3	ライフステージに応じた食育の推進
内容	食に関する正しい知識やバランスの良い食事を選ぶ力を身に付け、健全な食生活を実践できるよう、普及・啓発を行っています。特に、幼児期からの健全な食生活が、将来の健康づくりにつながるため、家庭や学校、保育施設等と連携した取組を推進します。 ○食べよう野菜350（サン・ゴー・マル）運動 ○共食推進運動 ○減トン30（カミングサンマル）運動 ○いつでもどこでも適塩食生活運動
所管	子ども子育て支援課、保育課、健康推進課、保健センター、学務課 <関連所管> 指導室
取組・事業4	歯と口の健康づくりの推進
内容	口腔機能の育成・維持・向上の重要性を啓発するとともに、各種歯科健康診査を通じて歯科疾患の早期発見と予防指導に取り組んでいます。乳幼児期の口腔機能の育成、成人期の歯周疾患の予防、高齢期の口腔機能の維持といった区民のライフステージに応じた取組みを支援することで、生涯を通じた歯と口腔の健康づくりを推進します。 ○歯科健康診査、成人・高齢者歯科健康診査の実施および受診勧奨 ○生涯を通じた歯と口腔の健康づくり
所管	健康推進課、保健センター
取組・事業5	こころの健康づくりの推進
内容	心の問題の早期発見・早期治療および社会復帰を支援するとともに、令和6年(2024)3月作策定「中央区自殺対策計画（第二次）」に基づき「生きることの包括的支援としての取組を推進します。中央区に関わる人々の生きづらさを組織していくため、精神科医療および精神保健福祉の各施策の連動性を高め、関係機関や地域との連携を強化します。 ○精神保健相談 ○ゲートキーパー養成講座の実施
所管	健康推進課、保健センター

基本目標１　自分らしく健やかな生活を送ることができている

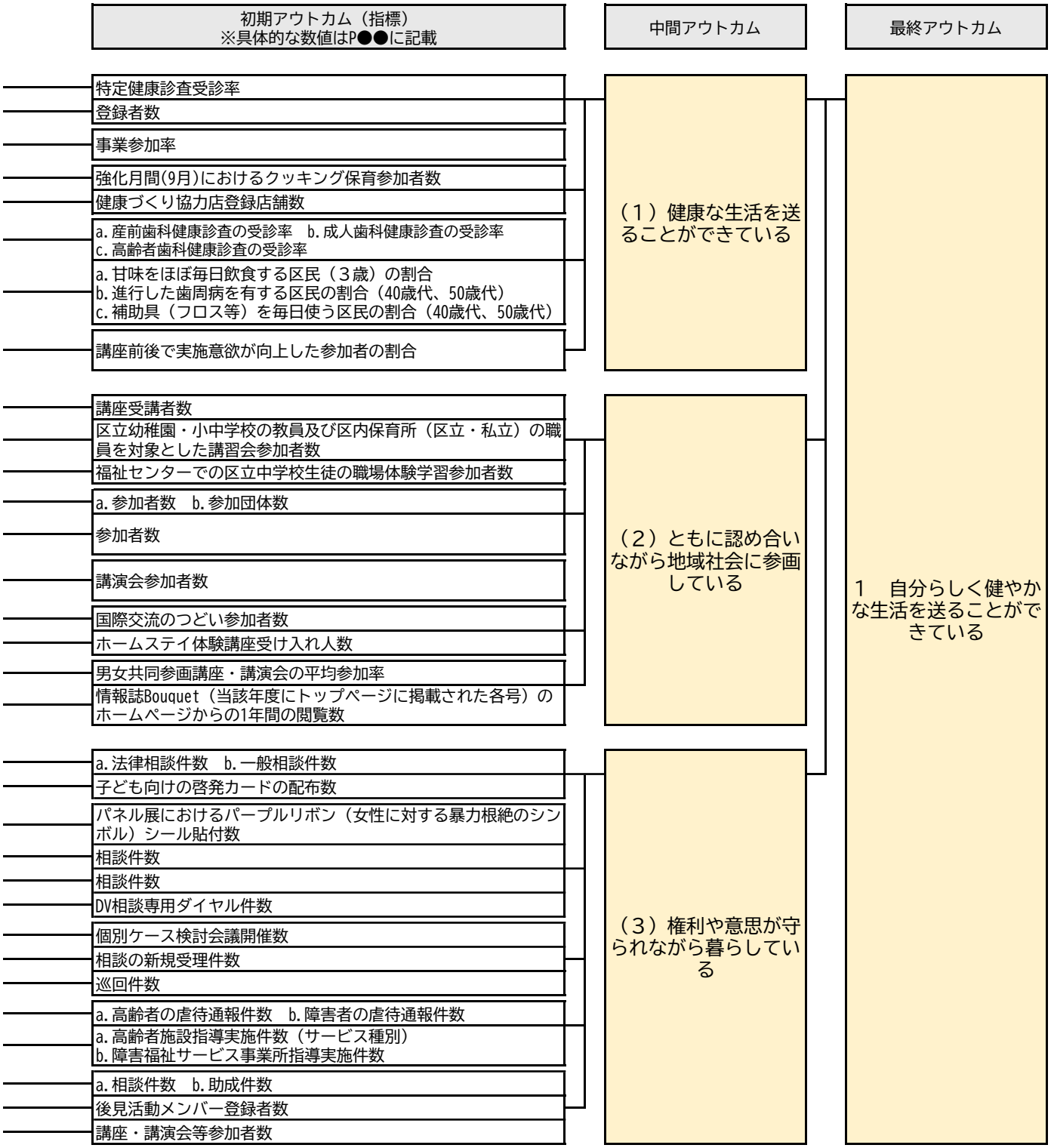
取組・事業	アウトプット
①生涯を通じた健康づくりの推進	特定健診、がん検診の啓発および未受診者への受診勧奨
	中央区健康アプリ「ちゅうおうヘルス＆ウォーク」の配信
②フレイル予防・介護予防の推進	データを活用した個別の健康相談・指導
③ライフステージに応じた食育の推進	食べよう野菜350（サン・ゴー・マル）運動
	いつでもどこでも適塩食生活運動
④歯と口の健康づくりの推進	産前産後、成人・高齢者歯科健康診査の実施および受診勧奨
	生涯を通じた歯と口腔の健康づくり
⑤こころの健康づくりの推進	ゲートキーパー養成講座の実施
①障害理解の普及啓発	出前講座・福祉体験講座【社会福祉協議会】
	発達障害に対する理解の促進
	小中学校における障害者理解に関わる教育
②障害者等の社会参加・交流機会の充実	健康福祉まつりの開催による相互の理解の促進
	障害者スポーツ体験会、障害者ボッチャ交流会、障害者スポーツ・レクリエーション教室の実施
③多様性を認め合うまちづくりの推進	障害の理解を促進するための啓発活動
④多文化共生の意識醸成	国際交流のつどい、国際交流サロンの開催
	英語講座の開催
⑤男女共同参画の推進	男女共同参画の意識啓発
	男女共同参画に関する情報提供
①人権尊重	権利擁護にかかる相談支援【社会福祉協議会】
	ヤングケアラーの啓発・相談支援
②DV・性暴力・あらゆるハラスメントの根絶	暴力・ハラスメント防止等のセミナー、巡回パネル展
	女性相談
	男性電話相談
	配偶者暴力相談支援センター事業
③児童虐待防止	要保護児童対策地域協議会の設置
	子どもと子育て家庭の総合相談
	スクールソーシャルワーカーの配置
④高齢者・障害者の虐待防止	虐待に関する通報・相談窓口の啓発
	施設等サービス事業者の運営指導
⑤成年後見制度の利用促進	成年後見制度の利用支援【社会福祉協議会（一部）】
	区民後見人の養成および活動機会の充実【社会福祉協議会（一部）】
	権利擁護支援の普及・啓発【社会福祉協議会（一部）】

本体系図は、「最終アウトカム（基本目標）」から逆算し、最終アウトカムを達成するために必要な変化や、その変化を起こすための具体的な取組を右から左へと体系化したものです。

●アウトプット：取組・事業に紐づく関連事業

※「アウトプット」に記載の関連事業は主な取組であり、全てを記載しているものではありません。

●初期アウトカム指標：取組・事業に紐づく関連事業の実施後、すぐに起こる変化に対する指標を設定しています。



●中間アウトカム：最終アウトカムを具体化した目標。基本目標の「目標に対する方向性」を設定しています。

●最終アウトカム：最終目標として基本目標を設定しています。

（１）健康な生活を送ることができている

目指す姿

- すべての人が健康への関心を持ち、ライフステージに応じた健康づくりに取り組んでいます。
- 区民一人一人が健全な食生活を実践するとともに、口腔機能の維持・向上に取り組み、いきいきとした生活を送っています。
- こころの健康づくりを通して、区民のさまざまな悩みや生きづらさが軽減、解消されています。

現状

- 健康寿命の延伸に向けて、健康課題の把握や特定健診対象者への受診勧奨を行うとともに、中央区健康アプリ「ちゅうおうヘルス＆ウォーク」の配信により区民の健康への関心を高めています。
- 高齢者が身近な場所で健康づくりに取り組むことができるよう、区独自のフレイル・介護予防体操「中央粋なまちトレーニング（粋トレ）」の周知を図り、社会参加の機会にもなる「高齢者通いの場」の立ち上げ支援を行っています。
- 令和6（2024）年度から開始した「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」により、リスクの高い高齢者に保健師・管理栄養士・歯科衛生士の個別訪問を実施し、生活習慣の改善に向けた健康相談・指導のほか必要なサービスにつなげるとともに健康状態不明者に訪問等による状態把握（ハイリスクアプローチ）を行っています。また、高齢者通いの場等では、フレイル予防の普及啓発講座・相談（ポピュレーションアプローチ）を実施しています。
- 食育推進は、「中央区健康・食育プラン2024」に基づき、区ホームページ「食育ガイド」等において食と健康情報、料理動画等の情報発信を行うとともに、「食べよう野菜350（サン・ゴー・マル）」運動、「いつでもどこでも適塩食生活」運動等を通じた食育の普及啓発に取り組んでいます。口腔機能の育成・維持に向けては、歯科健診の受診勧奨の取組を進め、幼児向け「すくすく歯科相談」や出前健康講座の実施、8020達成者、よい歯のすこやか家族の表彰など意識啓発を図っています。
- こころの健康づくりでは、精神保健福祉相談や、ゲートキーパー養成講座の実施に加え、産後うつ対策としてプレママ、パパママ教室での健康教育に取り組んでいます。令和6（2024）年3月に中央区自殺対策計画を改定し、「区民への啓発と周知」、「女性への支援」の取組を強化し、あらゆる人々の「生きづらさの軽減」に取り組んでいます。

課題・取組の方向性

- 特定健康診査受診率は横ばいで推移しており、受診率向上に向けた啓発・勧奨の推進や、中央区健康アプリの登録・活用を促すなど、健康づくりに対するさらなる普及啓発が重要です。
- 不足している高齢者通いの場の運営の担い手・会場を確保するとともに、「粋トレ」や「フレイル」の認知度を上げ、フレイル予防対策を学び、実践する機会を増やす必要があります。
- 食育・口腔と健康に対する普及啓発や情報発信を強化するとともに、生涯を通じた食育および歯と口の健康づくりの推進に向け、継続的なアプローチ方法を検討する必要があります。また、デジタルツールの積極的な活用や新たなコンテンツの開発を検討します。
- 中央区自殺対策計画（第二次）に基づき、「女性への支援」の取組強化、母子保健事業と連携した切れ目ない支援を進めるとともに、相談先の周知、適切な支援につなぐゲートキーパーの周知・養成に引き続き取り組むとともに、受講後のフォローアップが重要です。特に妊産婦・若年層の自殺を防ぐため、メンタルヘルス支援を重視するとともに、職員がゲートキーパーとしての役割を果たし、スキルアップできるよう、研修を行っていくことが求められます。

主な取組・事業

（関連事業：●新規、◎拡充、○その他主要）

取組・事業①	生涯を通じた健康づくりの推進
内容	健康寿命の延伸に向けて、各種データの分析等により区民の健康課題を把握しながら、特定健診・がん検診等の受診率向上、生活習慣病の予防などの取組を効果的に実施し、若年期から区民一人一人の主体的な健康づくりを支援します。 ○「中央区国民健康保険第2期データヘルス計画」に基づく取組 ○特定健診、がん検診の啓発および未受診者への受診勧奨 ○中央区ウォーキングマップの配布 ○中央区健康アプリ「ちゅうおうヘルス＆ウォーク」の配信 ○学校における健康教育の推進
所管	保険年金課、健康推進課、指導室

取組・事業②	フレイル予防・介護予防の推進
内容	高齢者のフレイル予防・介護予防として、生活機能改善や認知機能向上に効果的な取組のほか、区民が身近な場所で主体的に運動を継続し、社会参加の機会および社会的役割を持てるような普及啓発・場づくりを推進します。 ○高齢者通いの場支援事業 ○中央粋なまちトレーニングの普及 ◎フレイル予防の普及啓発 ○データを活用した個別の健康相談・指導
所管	介護保険課 ＜関連所管＞高齢者福祉課

取組・事業③	ライフステージに応じた食育の推進
内容	食に関する正しい知識やバランスの良い食事を選ぶ力を身に付け、健全な食生活を実践できるよう、普及・啓発を行っています。特に、幼児期からの健全な食生活が、将来の健康づくりにつながるため、家庭や学校、保育施設等と連携した取組を推進します。 ○食べよう野菜350（サン・ゴー・マル）運動 ○共食推進運動 ○噛ミング30（カミングサンマル）運動 ○いつでもどこでも適塩食生活運動
所管	子ども子育て支援課、保育課、健康推進課、保健センター、学務課 ＜関連所管＞指導室

取組・事業④	歯と口の健康づくりの推進
内容	口腔機能の育成・維持・向上の重要性を啓発するとともに、各種歯科健康診査を通じて歯科疾患の早期発見と予防指導に取り組んでいます。乳幼児期の口腔機能の育成、成人期の歯周疾患の予防、高齢期の口腔機能の維持といった区民のライフステージに応じた取り組みを支援することで、生涯を通じた歯と口腔の健康づくりを推進します。 ○産前産後、成人・高齢者歯科健康診査の実施および受診勧奨 ○生涯を通じた歯と口腔の健康づくり
所管	健康推進課、保健センター

取組・事業⑤	こころの健康づくりの推進
内容	心の問題の早期発見・早期治療および社会復帰を支援するとともに、令和6年（2024）年3月策定「中央区自殺対策計画（第二次）」に基づき、「生きることの包括的支援」としての取組を推進します。中央区に関わる人々の生きづらさを軽減していくため、精神科医療および精神保健福祉等の各施策の連動性を高め、関係機関や地域との連携を強化します。 ○精神保健相談 ○ゲートキーパー養成講座の実施
所管	健康推進課、保健センター

（２）ともに認め合いながら地域社会に参画している

目指す姿

- 性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、あらゆる人が地域社会の中で互いに相手の立場や状況を理解し、お互いの違いや個性を認めあい、地域社会に一層参画することができています。

現状

- 障害や障害者への理解を深めるため、区立小中学校への「中央区障害者サポートマニュアル」の配布をはじめ、東京2025デフリンピック開催を契機として児童と障害当事者の手話交流会を開催するとともに手話パンフレットを配布したほか、福祉センターでは中学生向けの職場体験や区立保育園児童と利用者による美化活動を実施するなど、子どもの頃からの普及啓発や交流機会の創出に取り組んでいます。また、基幹相談支援センター等での講演会・講座の開催、発達障害に関するリーフレット等の配布や講習会の開催などにより、障害の理解や差別解消に向けた幅広い対象への啓発を行うとともに、区職員に対しては福祉体験研修や障害者差別解消法対応研修を実施するなど、さまざまな場面で障害理解の促進を図っています。
- 障害者の理解や差別解消に向けた啓発を図っていますが、障害者（児）実態調査の「障害があることで差別を感じたことがある人の割合（身体・難病）」「障害や障害者、難病・難病患者が区民に理解されていると感じている人の割合」の結果に大きな変化は無く、障害のある方々の実感には結びついていない状況です。
- 毎年開催している「健康福祉まつり」は、地域共生社会を目指した地域のイベントとして定着し、障害のある方もない方も含め、地域の方々が相互の理解と親睦を深める交流の場となっています。また、障害者スポーツ体験会等では、障害のある方同士の交流が図られています。
- 多文化共生の意識醸成に向けては、中央区文化・国際交流振興協会が実施する「国際交流のつどい」、「国際交流サロン」等において日本と外国の文化交流を図っているほか、区内小中学校の外国語指導助手を活用した英語・外国語に触れる教育活動を実施するとともに、コロナ禍により休止していたオーストラリア サザランド市でのホームステイ体験学習を令和6（2024）年度から再開しています。
- 区内小中学校では、人権教育に基づくさまざまな教育活動の中で、多様性の理解や男女平等についての学習が進められており、男女共同参画は、「中央区男女平等センター」での広報誌発行や講座の実施により、区民に対し理解の促進を図っています。

課題・取組の方向性

- 障害や障害者についての理解を深めるためには、子どもの頃からの障害のある方との直接交流や学習等が重要です。今後も、児童と障害当事者の手話交流会や福祉センターでの職場体験・交流活動といった機会を積極的に提供するとともに、啓発講座等でのタイムリーなテーマ設定の検討やオンラインによる実施など、障害者の理解促進に向けた取組を進めていく必要があります。
- さまざまな場面での障害理解の促進においては、幅広い対象に向けた講座・講演会や職員向け研修による普及啓発を進める仕組みの検討が必要です。
- 障害者等の社会参加については、障害者スポーツ体験会等の周知方法の工夫を図り、参加者の多様化と拡大を目指した取組が求められます。
- 国際交流については、交流イベントにおけるボランティアの高齢化への対応やホームステイ体験講座の希望者が定員を超えています。交流イベントが継続できるようボランティアの確保・育成を進めるとともに、ホームステイ体験講座の受入枠拡大の検討が必要です。
- 男女共同参画の推進のための講座については、定員を超える好評の講座もある一方で、参加人数が少ない講座もあったことから、幅広い区民の参加につながるよう、時代や受講者ニーズに合わせた企画やオンライン講座、周知における積極的なSNSの活用を進める必要があります。

主な取組・事業

（関連事業：●新規、◎拡充、○その他主要）

取組・事業①	障害理解の普及啓発
内容	学校や地域、関係機関と連携し、福祉教育やボランティア体験等さまざまな機会を提供し、子どもの頃から障害と障害者に対する理解を深める取組を推進します。 ○障害者サポートマニュアルの配布 ○児童と障害当事者の手話交流会 ○出前講座・福祉体験講座【社会福祉協議会】 ○発達障害に対する理解の促進 ○区職員研修 ○小中学校における障害者理解に関わる教育
所管	障害者福祉課、社会福祉協議会、子ども発達支援センター、職員課、指導室 ＜関連所管＞福祉センター

取組・事業②	障害者等の社会参加・交流機会の充実
内容	健康福祉まつり等の区の行事や地域における各種行事、施設のイベント等を通じて、障害のある人とない人の交流を促進します。また、社会福祉法人等と連携し、障害者や高齢者が主体的に活躍できるような交流の場づくりを促進します。 ○障害者福祉団体の活動支援 ○健康福祉まつりの開催による相互の理解の促進 ○障害者スポーツ体験会、障害者ボッチャ交流会、障害者スポーツ・レクリエーション教室の実施
所管	障害者福祉課、福祉センター、スポーツ課 ＜関連所管＞防災危機管理課、社会福祉協議会

取組・事業③	多様性を認め合うまちづくりの推進
内容	「障害者差別解消法」の周知や障害の理解を促進するための啓発活動、区職員向けの研修等を実施します。また、性的マイノリティに対する理解を深める教育など学校における多様性を認める教育の推進を図ります。 ○障害の理解を促進するための啓発活動 ○ヘルプマーク・ヘルプカードの配布 ○障害者差別解消法リーフレットの配布 ○学校における多様性を認める教育の推進 ○区職員研修（再掲）
所管	障害者福祉課、福祉センター、指導室、職員課

取組・事業④	多文化共生の意識醸成
内容	学校における英語活動・英語指導や海外体験学習等の実施により多文化共生の意識を醸成していきます。また、国際交流イベント等の機会を通じて多文化共生の意識醸成を図ります。 ○中学生の海外体験学習の実施 ○外国人英語指導助手による英語活動・英語指導の実施 ○国際交流のつどい、国際交流サロンの開催 ○英語講座の開催
所管	指導室、文化・国際交流振興協会 ＜関連所管＞文化・生涯学習課

取組・事業⑤	男女共同参画の推進
内容	男女共同参画に関する意識啓発や情報提供の充実を図り、区民への理解を深めていきます。また、学校における男女平等教育を推進することで、子ども一人一人が男女共同参画の意識を深め、将来に向けた男女共同参画社会の推進につなげます。 ○男女共同参画の意識啓発 ○男女共同参画に関する情報提供 ○学校における男女平等教育の推進
所管	総務課、指導室

（3）権利や意思が守られながら暮らしている

目指す姿

- 虐待や暴力、差別、偏見とあらゆるハラスメントを根絶し、安心して暮らすことができる地域社会が形成されています。
- 多様な区民が自分らしく暮らすことができるよう、基本的人権が尊重され、権利擁護や意思決定支援が行われています。

現状

- 配偶者等からの暴力・ハラスメント防止については、男女共同参画講座や巡回パネル展の開催により、普及啓発に取り組んでいます。また、女性相談、男性電話相談、令和6（2024）年6月開始のSNS相談、令和7（2025）年4月の配偶者暴力相談支援センター機能整備に合わせて設置したDV相談専用ダイヤルを通して、配偶者等からのDV被害者を含む、人権侵害に悩むあらゆる人が相談につながるよう相談窓口の充実を図っています。
- ヤングケアラーの啓発・相談支援については、区立小・中学校に通う児童・生徒に、ヤングケアラーの事例や相談先が掲載された子ども向けの啓発カードを配布し、ヤングケアラーの概念等を理解できるよう働きかけています。また、ケアマネジャーが自宅訪問等によりヤングケアラーを把握できるよう、積極的な啓発や周知に努めています。
- 要保護児童対策地域協議会の調整機関として要保護児童等の早期発見・支援に取り組んでいます。また、令和7（2025）年4月より、こども家庭センター機能が整備され、児童福祉部門と母子保健部門の連携を図っており、令和8（2026）年1月からは当事者視点の支援プランの作成を開始しています。
- 支援対象となる児童・生徒数が増加傾向にあることから、スクールソーシャルワーカーを増やし、支援対象とする児童等に対応できる体制を整えています。
- 高齢者・障害者虐待は、防止及び早期発見・早期対応につなげるために、パンフレットの配布等による相談窓口の周知や事業者への運営指導を行っています。また、高齢者虐待は、虐待につながる恐れのある段階から積極的に介入したことから、通報件数が増加しています。
- 成年後見制度や権利擁護に関する相談に対し、司法・福祉・地域等の関係者と連携し、本人の意思を尊重した支援を行うとともに、申立費用助成や報酬助成制度による制度の利用促進を図っています。また、地域関係者ネットワーク連絡会の開催による顔の見える関係づくりや区民後見人候補者の養成を行っています。

課題・取組の方向性

- 配偶者等からの暴力・ハラスメント防止に関するセミナーは集客が難しく、相談事業においては、人権侵害に悩むあらゆる人を相談につなげる必要があることから、関係者等と連携して課題の周知を図る必要があります。また、各相談窓口の周知強化に加え、SNS相談の周知が求められます。
- 人口増加や家庭の課題の多様化、関係機関からの通告件数増加等で子どもの被虐待相談件数の増加が見込まれており、適切な支援体制の強化が求められます。関係機関との連携を密にし、児童虐待の未然防止を図るとともに、スクールソーシャルワーカー等の更なる増員を検討する必要があります。
- 高齢者の増加に伴い虐待の相談件数も増加が予想されます。また、障害者虐待防止については、障害のある方やその家族等の通報・相談窓口の認知度を高めることが課題となっています。高齢者・障害者虐待に関する通報・相談窓口を広く周知していくほか、虐待相談を受けた際の流れや動き方の共通理解をさらに深めることにより、早期発見・早期対応につなげる必要があります。
- 今後は民法改正による成年後見制度の抜本的な見直しが予定されており、区民への普及啓発や関係者への周知、本人支援に携わる支援者への情報提供や関係機関との連携強化が求められます。制度見直しについては動向を注視し、民法改正後はイベントや個別相談等の機会を捉えるとともに、さまざまな広報媒体を活用し、区民や司法・福祉関係者等に対し、新制度の情報発信や普及啓発を行っていく必要があります。

主な取組・事業

（関連事業：●新規、◎拡充、○その他主要）

取組・事業①	人権尊重
内容	一人一人の人権が尊重される地域・社会をつくるため、地域、学校、企業における人権問題に対する理解を深め、課題解決に向けて積極的に取り組むことを目的に、広報等さまざまな方法により人権理解の促進を図ります。また、子どもの人権擁護の観点から、ヤングケアラーに気づき、支援し見守ることができる環境づくりを進めます。 ○学校における人権の尊重への理解を深める教育 ○障害者差別解消法リーフレットの配布（再掲） ○権利擁護にかかる相談支援【社会福祉協議会】 ○ヤングケアラーの啓発・相談支援
所管	指導室、社会福祉協議会、子ども家庭支援センター ＜関連所管＞障害者福祉課、介護保険課

取組・事業②	DV・性暴力・あらゆるハラスメントの根絶
内容	配偶者・パートナーからの暴力（DV）、性暴力、あらゆるハラスメントをなくしていくため、これら問題に関する理解促進と実態の把握とあわせ、相談への対応等に関する庁内外の多様なネットワークの構築を引き続き進めていきます。 ○暴力・ハラスメント防止等のセミナー、巡回パネル展 ○女性相談 ○男性電話相談 ○配偶者暴力相談支援センター事業
所管	総務課、子ども子育て支援課

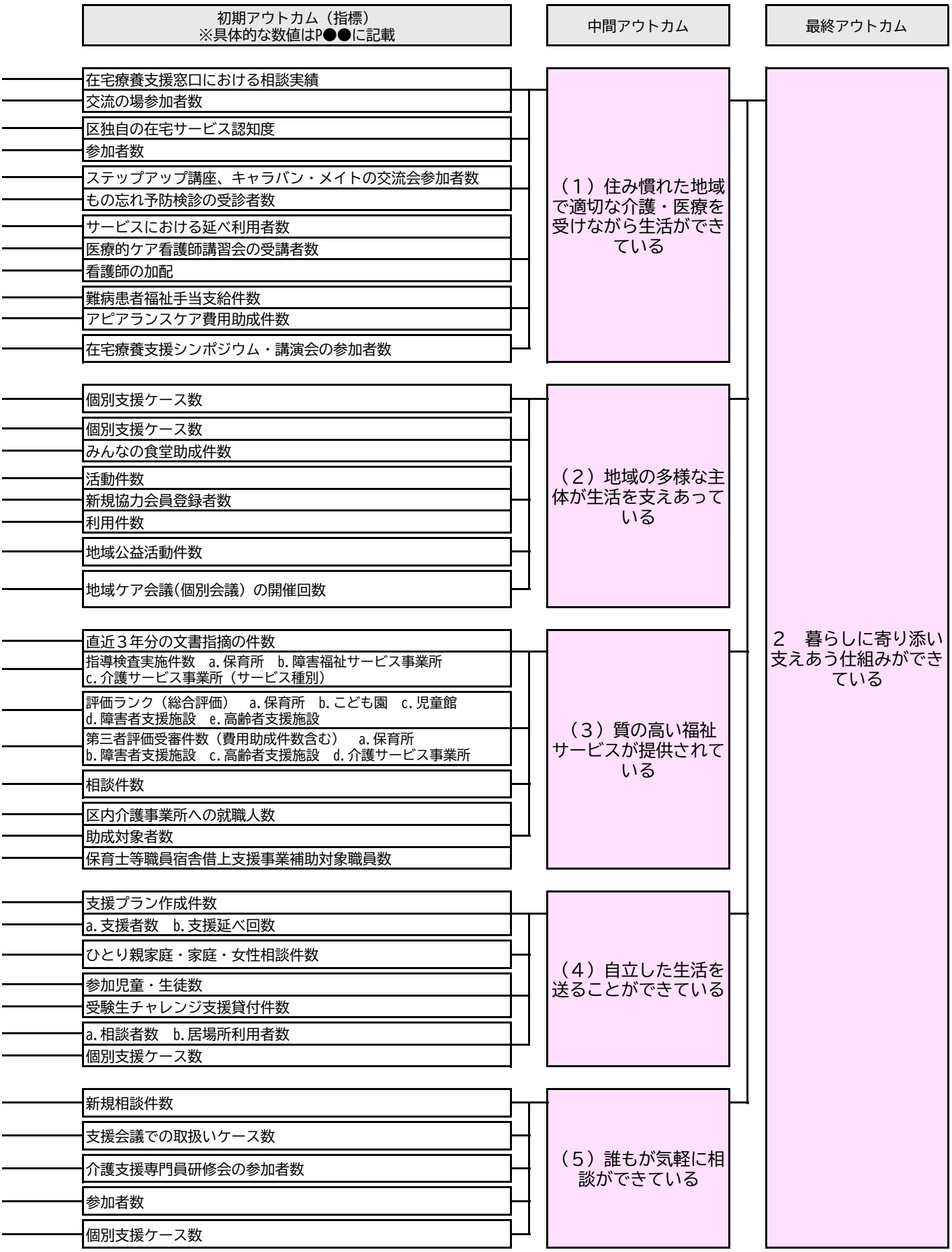
取組・事業③	児童虐待防止
内容	児童虐待の予防、早期発見や子どもの適切な保護のために児童福祉、保健医療、教育の各関係者および警察等と相互に連絡を取り合い、情報の交換・共有により支援に関する協議を行います。また、児童虐待情報専用電話や保健・心理・福祉の専門相談員の総合相談、体罰によらない子育ての啓発や東京都のサテライトオフィスにて職員の人材育成を行うなど、児童虐待の未然防止や早期発見に努めます。 ○要保護児童対策地域協議会の設置 ◎子どもと子育て家庭の総合相談 ○児童虐待情報専用電話「子どもほっとライン」 ○体罰によらない子育て啓発パンフレットの配布 ○スクールソーシャルワーカーの配置 ◎都区児童相談共同運営モデル事業 ○こども家庭ネットワーク事業の推進
所管	子ども家庭支援センター、教育センター ＜関連所管＞子ども子育て支援課、放課後対策課、健康推進課、保健センター

取組・事業④	高齢者・障害者の虐待防止
内容	高齢者や障害者の虐待通報・相談窓口を設置し、虐待が疑われるケースについては、関係機関と連携して問題解決に向け迅速に対応します。また、虐待防止の普及・啓発や虐待通報電話の周知などを通じて地域全体の意識を高め、早期発見・早期対応につなげる体制づくりを進めます。 ○虐待に関する通報・相談窓口の啓発 ◎施設等サービス事業者の運営指導 ○障害者虐待防止リーフレットによる周知
所管	介護保険課、障害者福祉課 ＜関連所管＞福祉センター

取組・事業⑤	成年後見制度の利用促進
内容	成年後見制度の利用支援、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理等判断能力が不十分な高齢者および障害者の自立生活の支援などを行います。 ○成年後見制度の利用支援【社会福祉協議会（一部）】 ◎区民後見人の養成および活動機会の充実【社会福祉協議会（一部）】 ◎権利擁護支援の普及・啓発【社会福祉協議会（一部）】 ◎地域連携ネットワークづくりの推進【社会福祉協議会（一部）】 ○区長申立ての実施
所管	地域福祉課、社会福祉協議会、障害者福祉課、介護保険課 ＜関連所管＞健康推進課、保健センター

基本目標２　暮らしに寄り添い支えあう仕組みができている

取組・事業	アウトプット
①在宅医療・介護連携の推進	在宅医療・介護の連携支援窓口の運営
	医療と介護の関係者の交流の場の提供
②在宅療養生活を支えるサービスの充実	区独自の在宅サービスの提供
	「介護者教室・交流会」の開催
③認知症施策の推進	認知症サポーターの養成
	もの忘れ予防検診
④医療的ケア児者の支援	重症心身障害児放課後等デイサービス補助事業
	学校等に通う子どもへの医療的ケアの実施
	医療的ケア児の受け入れ体制の拡充
⑤難病・がん患者の支援	難病医療費助成制度、難病患者福祉手当
	アピアランスケア費用助成
⑥在宅療養の普及・啓発	在宅療養支援シンポジウムの開催
①生活支援コーディネーターによる生活支援体制の整備	生活支援コーディネーター事業
②地域福祉コーディネーター（CSW）による地域活動の支援	地域福祉コーディネーター事業
	みんなの食堂などの地域活動の支援【社会福祉協議会】
③多様な主体による生活支援サービスの充実	ファミリー・サポート・センター事業
	虹のサービス【社会福祉協議会】
	暮らしの困りごとサポート
④地域公益活動に取り組む社会福祉法人との連携強化	地域公益活動に取り組む社会福祉法人との連携【社会福祉協議会】
⑤地域ケア会議の活用	地域ケア会議の開催
①社会福祉法人・サービス事業者の支援・指導の強化	社会福祉法人の指導監査
	サービス事業者の巡回指導・運営指導・指導検査
②指定管理者評価、第三者評価等によるサービスの質の向上	指定管理者の評価実施
	福祉サービス第三者評価受審費用の助成
③福祉サービス苦情相談窓口の設置	福祉サービス苦情相談窓口
④福祉専門職等人材の確保	合同就職相談・面接会を含む総合的な介護人材確保事業
	地域密着型サービス事業所等介護職員宿舎借上支援事業
	保育士等職員宿舎借上支援事業
①暮らしと仕事の自立支援	生活困窮者自立相談支援事業
	家計改善支援事業
②ひとり親家庭の自立支援	ひとり親家庭・家庭・女性相談
③子ども・若者の学習支援	子どもの学習・生活支援事業
	受験生チャレンジ支援貸付事業
④ひきこもり支援	ひきこもり支援推進事業
	地域福祉コーディネーター・生活支援コーディネーター事業（再掲）
①身近な地域で相談を包括的に受け止める場の整備	ふくしの総合相談窓口事業
②相談支援包括化のための多機関連携強化	多機関協働事業の推進
③包括的・継続的マネジメント支援の推進	介護支援専門員（ケアマネジャー）研修
④ソーシャルワーク機能の向上	各相談支援機関や区の関係部署相互による合同研修の実施
⑤アウトリーチによる支援の充実	地域福祉コーディネーター・生活支援コーディネーター事業（再掲）


初期アウトカム（指標）
※具体的な数値はP●●に記載
中間アウトカム
最終アウトカム
在宅療養支援窓口における相談実績
交流の場参加者数
区独自の在宅サービス認知度
参加者数
ステップアップ講座、キャラバン・メイトの交流会参加者数
もの忘れ予防検診の受診者数
サービスにおける延べ利用者数
医療的ケア看護師講習会の受講者数
看護師の加配
難病患者福祉手当支給件数
アピアランスケア費用助成件数
在宅療養支援シンポジウム・講演会の参加者数
（1）住み慣れた地域で適切な介護・医療を受けながら生活ができている
個別支援ケース数
個別支援ケース数
みんなの食堂助成件数
活動件数
新規協力会員登録者数
利用件数
地域公益活動件数
地域ケア会議(個別会議）の開催回数
（2）地域の多様な主体が生活を支えあっている
直近３年分の文書指摘の件数
指導検査実施件数　a.保育所　b.障害福祉サービス事業所
c.介護サービス事業所（サービス種別）
評価ランク（総合評価）　a.保育所　b.こども園　c.児童館
d.障害者支援施設　e.高齢者支援施設
第三者評価受審件数（費用助成件数含む）　a.保育所
b.障害者支援施設　c.高齢者支援施設　d.介護サービス事業所
相談件数
区内介護事業所への就職人数
助成対象者数
保育士等職員宿舎借上支援事業補助対象職員数
（3）質の高い福祉サービスが提供されている
支援プラン作成件数
a.支援者数　b.支援延べ回数
ひとり親家庭・家庭・女性相談件数
参加児童・生徒数
受験生チャレンジ支援貸付件数
a.相談者数　b.居場所利用者数
個別支援ケース数
（4）自立した生活を送ることができている
新規相談件数
支援会議での取扱いケース数
介護支援専門員研修会の参加者数
参加者数
個別支援ケース数
（5）誰もが気軽に相談ができている
２　暮らしに寄り添い支えあう仕組みができている

（１）住み慣れた地域で適切な介護・医療を受けながら生活ができている

目指す姿

- 在宅療養が必要になったときから看取りまで必要な医療および介護が提供され、在宅療養者やその家族が身近な地域で適切なサービス等の支援を受けています。
- 認知症の早期発見・対応および相談体制が整い、また、認知症に関する地域の理解が深まり、認知症のある方やその家族が安心して暮らせる地域づくりが進んでいます。

現状

- おとしより相談センターが在宅療養に関する相談を受け付け、実績を伸ばしています。また、在宅療養支援研修の開催および交流の場の提供とともに、ICTを活用した「メディカルケアステーション（MCS）」の利用による多職種連携を推進しています。
- 在宅療養生活を支えるサービスに関する周知を行い、各種事業の該当者に対して適切に案内した結果、実績が増えつつあります。介護者教室・交流会も毎年開催し、外部講師を招くなど参加者数増に向けた工夫を行っています。
- 認知症施策の推進のために、おとしより相談センター、認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チームが連携し、医療・介護のサービスに繋げる工夫を行っています。また、認知症サポーター養成講座は、子ども向けに実施することで、受講者層を広げており、認知症に関する正しい知識や早期診断・早期対応に関する普及啓発・情報提供を行っています。そのほか、もの忘れ予防検診を開始しています。
- 医療的ケア児とその家族を支援するため、医療的ケア児等支援連絡部会の設置、医療的ケア児コーディネーターを中心とした実態把握や関係機関等との連携、認可保育所における医療的ケア児の受け入れ体制を整えています。また、新たにシンポジウムの開催等を通じて啓発を進めています。
- 東京都の難病医療費助成事業および区の難病患者福祉手当の案内や正しい知識の啓発、がん患者支援についても補整具購入費等助成を実施し、事業を拡充しています。また、在宅療養の普及・啓発のため、人生会議（ACP）に関するシンポジウムや在宅療養に関する講演会を行っています。

課題・取組の方向性

- 高齢者人口の増加に伴い、医療と介護を必要とする高齢者の増加が見込まれることから、各種サービスの一層の充実を図るとともに、地区医師会や医療機関とも連携し、在宅療養者病床の確保に継続して取り組むことが重要です。
- 複合的な生活課題を抱えるケースが増えていることから、研修等への参加により知見を深め、認知症に対する包括的・集中的な支援を行う体制の強化を図ることが求められます。また、認知症に関する地域の理解を深めるために、認知症サポーター養成講座を、講師資格を持つ区民によって行えるよう拡大するとともに、幅広い世代に講座への参加を促すことが必要です。令和7（2025）年度から実施したもの忘れ予防検診では医師会と連携し、実施医療機関の拡充等により受診率を上げる必要があります。
- 区内の医療的ケア児が増加傾向であり、加えて、利用者の状態や医療的ケアの内容、家庭状況等が多様化していることから支援体制の充実が必要となっています。そのため、医療的ケア児コーディネーターを中心として、医療・保健・保育・教育・福祉との連携体制づくりをより一層進めていくことに加え、医療的ケア児に関わる職員全体の資質向上に努めます。

主な取組・事業

（関連事業：●新規、◎拡充、○その他主要）

取組・事業①	在宅医療･介護連携の推進
内容	医師会等との連携強化により、在宅医療が必要になったときから看取りまで必要な医療が提供されるよう医療体制の確保に取り組み、身近な地域で適切な医療が受けられる環境づくりを進めます。 ○在宅医療･介護の連携支援窓口の運営 ○医療と介護の関係者の交流の場の提供 ○ICTを活用した医療･介護関係者の情報共有
所管	介護保険課 ＜関連所管＞健康推進課、保健センター

取組・事業②	在宅療養生活を支えるサービスの充実
内容	在宅療養者とその介護者の緊急時に対応できるよう、切れ目のない支援体制を整備します。また、区独自の在宅サービスの提供や、家族等介護者への支援の充実を図ります。 ○在宅療養支援病床の確保 ○緊急ショートステイサービスの提供 ◎区独自の在宅サービスの提供 ○「介護者教室･交流会」の開催
所管	健康推進課、介護保険課、高齢者福祉課

取組・事業③	認知症施策の推進
内容	「認知症地域支援推進員」が中心となり、個別訪問や医療機関との連絡調整を緊密に行うことで、認知症高齢者等に関する相談体制の強化および早期発見･早期診断などの支援を行うとともに、認知症のある方やその家族にやさしい地域づくりを進めます。 ○認知症初期集中支援チームの運営 ○認知症サポーターの養成 ○認知症ケアパス(『備えて安心！認知症』)の普及･活用 ○もの忘れ予防検診
所管	介護保険課

取組・事業④	医療的ケア児者の支援
内容	関係機関の連携のもと、定期的に実態やニーズの把握を行い、適切な支援を受けられるよう支援体制の充実を図ります。 ○医療的ケア児等支援連携部会の運営 ○医療的ケア児コーディネーターの配置 ○居宅訪問型保育事業 ○重症心身障害児放課後等デイサービス補助事業 ○生活介護事業、在宅レスパイト事業 ○学校等に通う子どもへの医療的ケアの実施 ○医療的ケア児の受け入れ体制の拡充
所管	子ども発達支援センター、障害者福祉課、保育課、福祉センター、子ども子育て支援課、教育センター ＜関連所管＞健康推進課、保健センター

取組・事業⑤	難病・がん患者の支援
内容	国および東京都が指定する難病患者に対して、保健所等における相談や患者とその家族の負担軽減および療養生活の支援を行います。また、アピアランスケア費用助成により、がん治療に伴う外見の変化が生じた方の就労などの社会参加を支援します。 〇難病医療費助成制度、難病患者福祉手当 〇アピアランスケア費用助成
所管	健康推進課 ＜関連所管＞保健センター

取組・事業⑥	在宅療養の普及・啓発
内容	在宅療養が必要となったときの医療や介護サービスの適切な選択や、人生の最終段階の過ごし方を考え、家族等や医療・ケアチームと話し合い共有していく人生会議（ACP）を広げるなど、在宅療養の普及・啓発に取り組んでいきます。 〇在宅療養支援シンポジウムの開催
所管	介護保険課

（２）地域の多様な主体が生活を支えあっている

目指す姿

- すべての人が、住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、身近な地域で多様な生活支援サービスを利用しています。

現状

- 生活支援体制整備のため、地域支えあいづくり協議体（第1層、全域）及び支えあいのまちづくり協議体（第2層、3圏域）に生活支援コーディネーターを配置し、各協議体で地域課題の協議を行っています。また、課題解決に向けてサロンの開催及びマップや広報紙の発行、スマホ相談会などを行っています。
- 地域福祉コーディネーター（CSW）を全域及び京橋・日本橋・月島の各地域に配置したほか、ふくしの総合相談窓口に配置しています。あわせて、京橋・日本橋・月島の各地域に社会福祉協議会が運営する住民主体による地域活動拠点が整備されています。また、「おとなりカフェ・ちょこっと相談会」を実施し、身近な地域で包括的な相談支援を行っています。加えて、みんなの食堂に対して、活動費の助成を行うとともに活動場所や費用助成についての情報提供や広報等の支援を行っています。
- 多様な主体による生活支援サービスでは、一人暮らし高齢者等の日常生活上の困りごとをサポートしています。また、ファミリー・サポート・センター、虹のサービスにおいては、情報提供や交流会を開催、提供会員、利用会員の拡大に向けた活動を続けています。虹のサービスでは情報提供のほか、マッチングに力を入れており、活動する登録者が増えています。
- 地域公益活動事業として区内の保育園・幼稚園と高齢者・障害者施設等が手作りのおたよりを通じて交流する「おたよりでつなぐ”まごころ”プロジェクト」を実施しています。
- 地域ケア会議においては、おとしより相談センターが主催となる地域ケア会議を開催し、加えて、ケアマネジャーのスキルアップのためのケアマネジャー研修会を開催しています。

課題・取組の方向性

- 生活支援体制整備事業については、京橋・日本橋・月島の各地域で始まった取組が区全域に広がっていないため、協議体間の情報共有や地域活動拠点の活用を通じて、住民・関係機関とのつながりづくりと担い手の発掘を進めることが不可欠となっています。
- 生活支援サービスについては、担い手不足が続いていることから、広報や地域での説明機会を充実させ、会員登録の機会を広げながら、新たな担い手の確保に努めるとともに、提供者と利用者のマッチング向上のための工夫等を行い、相互援助活動の促進に取り組む必要があります。
- 社会福祉法人連絡会を任意団体化しましたが、自発的な活動には至っていないため、参加法人の強みや地域性を活かした継続的な公益活動を検討し、具体的な取組につなげることが求められます。
- 地域ケア会議での検討を通じて、自立支援、介護予防等の観点から多職種連携が重要です。

主な取組・事業

（関連事業：●新規、◎拡充、○その他主要）

取組・事業①	生活支援コーディネーターによる生活支援体制の整備
内容	地域のニーズや必要とされるサービスを把握するとともに、多様な担い手の発掘や、生活支援・介護予防サービス提供団体などのネットワークづくりと、地域支えあいづくり協議体の運営等による協働の体制づくりを進めます。 ○生活支援コーディネーター事業 ○地域支えあいづくり協議体（区全域）・支えあいのまちづくり協議体（各地域）の活用
所管	高齢者福祉課、社会福祉協議会

取組・事業②	地域福祉コーディネーター（CSW）による地域活動の支援
内容	地域で発見された生活課題を共有化し、地域の社会資源（情報・人・場所）の開発や、地域福祉活動に関わるさまざまな主体のネットワークづくりを進めます。 ○地域福祉コーディネーター事業 ○みんなの食堂などの地域活動の支援【社会福祉協議会】
所管	地域福祉課、社会福祉協議会

取組・事業③	多様な主体による生活支援サービスの充実
内容	家事援助等のサービスの提供や日常生活の困りごとへの相談や支援など、住民主体による生活支援サービスの充実を図るなど、支えあいの環境づくりを進めます。 ○ファミリー・サポート・センター事業 ○虹のサービス【社会福祉協議会】 ◎暮らしの困りごとサポート
所管	子ども家庭支援センター、社会福祉協議会、高齢者福祉課

取組・事業④	地域公益活動に取り組む社会福祉法人との連携強化
内容	区内に法人本部または事業所のある21法人で構成する中央区社会福祉法人連絡会と連携して、地域に不足するサロンや生活支援サービス等の創出につなげていきます。 ○地域公益活動に取り組む社会福祉法人との連携【社会福祉協議会】
所管	社会福祉協議会 ＜関連所管＞地域福祉課

取組・事業⑤	地域ケア会議の活用
内容	地域住民や医療・福祉・介護関係者などが参加する地域ケア会議において、個別支援の検討過程から出された課題について、求められるサービスや支援方法を検討し、地域課題の把握をしていきます。 ○地域ケア会議の開催
所管	介護保険課

（３）質の高い福祉サービスが提供されている

目指す姿

- 区民が必要なときに質の高い支援や福祉サービスを選択し、利用しています。

現状

- 質の高い福祉サービスを提供するため、4つの社会福祉法人、全認可・認証保育園、障害福祉サービス・介護サービス事業所に対し、指導検査を実施しています。介護保険サービス事業所への運営指導は、事前提出書類による必要項目の確認を行うことで所要時間の短縮を図り、指導回数の増加につなげています。
- 福祉サービス第三者評価の受審勧奨を目的とした費用助成では、令和6（2024）年度から令和7（2025）年度にかけて、保育所の助成実績は増加していますが、障害者支援施設、高齢者福祉施設、介護サービス事業所は横ばいで推移しています。区施設の指定管理者評価では、評価結果を指定管理者にフィードバックすることで区民サービスの向上を図っています。さらに、福祉サービス苦情相談窓口の開設や福祉サービス苦情対応委員会の開催により、区が提供する福祉サービス利用者からの苦情等に対して、公正かつ中立な立場で適切な解決に努めています。
- 保育士人材の確保においては、概ね全ての園が宿舎借上支援事業を利用しています。また、研修や職場見学・職場体験等を通して就職を支援する介護人材確保支援事業では、令和6（2024）年度、令和7（2025）年度、共に参加者の半数以上が区内介護サービス事業所に就職しています。介護職合同就職相談・面接会では、就職に至るケースが非常に少ない状況となっています。介護職員等宿舎借上支援事業は、住宅の借上げに対する費用助成を行い、職員の住居確保を支援することで介護職員の雇用促進、確保定着につなげています。

課題・取組の方向性

- 運営指導については、認可外保育施設では保育料補助制度の見直しに伴い、質の確保が課題であり、介護・障害福祉サービス事業所では給付費の算定要件など制度の理解が課題です。また、保育所や介護・障害福祉サービス事業所の増加により指導検査件数の増加も見込まれるため、今後は巡回・指導検査の充実と業務効率化が求められます。
- 福祉サービス第三者評価については、事業者の負担感などにより受審頻度が低いことが課題であり、制度の意義や受審によるメリットを周知し、受審数の向上につなげる必要があります。
- 保育士・介護人材の確保については、宿舎借上の申請不備や就職相談・面接会の参加者数等の伸び悩みが課題であり、今後は提出書類の見直しや支援事業の周知と継続的な雇用支援が必要です。また、業務効率化に向けた情報提供・支援、補助人材や機器活用による専門職の負担軽減等を検討し、人材不足の解消に向けた取組が求められます。

主な取組・事業

（関連事業：●新規、◎拡充、○その他主要）

取組・事業①	社会福祉法人･サービス事業者の支援･指導の強化
内容	保育、介護･障害等の各サービス事業者の実地指導検査を実施し、事業所の運営や良質なサービスの提供等に関して指導･助言等を行います。 ○社会福祉法人の指導監査 ◎サービス事業者の巡回指導･運営指導･指導検査
所管	地域福祉課、障害者福祉課、保育課、介護保険課

取組・事業②	指定管理者評価、第三者評価等によるサービスの質の向上
内容	指定管理者による施設運営の状況を毎年度評価し、評価結果を今後の施設運営に反映させることにより、利用者サービスの向上を図ります。また、サービス提供事業者の福祉サービス第三者評価の受審を促します。 ○指定管理者の評価実施 ○福祉サービス第三者評価受審費用の助成 ○介護相談員の派遣
所管	障害者福祉課、子ども子育て支援課、放課後対策課、子ども家庭支援センター、高齢者福祉課、介護保険課 ＜関連所管＞地域福祉課

取組・事業③	福祉サービス苦情相談窓口の設置
内容	区が実施する福祉に関する各種のサービスに対する苦情･相談の窓口として、福祉の資格を持った専門相談員による相談窓口を開設し、公正かつ中立な立場で問題解決に努めます。 ○福祉サービス苦情相談窓口
所管	地域福祉課

取組・事業④	福祉専門職等人材の確保
内容	介護事業所への就職斡旋事業、宿舎借上支援事業などにより、新たな介護職員の雇用の創出･定着を図ります。また、保育士の不足に対し、キャリアアップや宿舎借上支援事業などのさまざまな補助事業により、人材確保に努めます。 ◎合同就職相談･面接会を含む総合的な介護人材確保事業 ◎地域密着型サービス事業所等介護職員宿舎借上支援事業 ○保育士等キャリアアップ補助 ◎保育士等職員宿舎借上支援事業 ○保育補助者の保育士資格取得費用を支援する事業所への補助事業
所管	介護保険課、保育課

（4）自立した生活を送ることができている

目指す姿

- さまざまな課題を抱える生活困窮者等が制度の狭間に陥ることなく、その尊厳が守られ、真に安定した生活のための「社会生活の自立」や「経済的自立」に向けた支援を受けています。
- 子どもたちの現在および将来が生まれ育った環境によって左右されることがないよう、必要な支援や環境整備および教育の機会均等が図られ、子ども一人一人が夢や希望を持って成長しています。

現状

- 生活困窮者自立相談支援事業については、京橋・日本橋・月島の3地域に「ふくしの総合相談窓口」を開設したことにより身近な地域で相談ができる窓口体制を充実させることができ、相談件数が増加しています。また、住居確保給付金の拡充により家計の改善のための転居費用に関する補助が開始したことを受け、家計改善支援事業の利用件数が微増しています。
- ひとり親家庭相談・家庭相談・女性相談において、相談者の悩みを聞き取り、関係部署と相互に連携しながら支援を行っています。
- 小・中学生及び高校生世代を対象に切れ目のない無料の学習支援を行う子どもの学習・生活支援事業では、小学生対象教室の増設、高校生世代の受け入れ定員の引き上げ等により、より多くの方に支援ができる体制を構築し、定員を概ね満たす人数の児童・生徒が参加しています。受験生チャレンジ支援貸付事業については、令和6（2024）年度から窓口に加え電話での相談受付及び郵送申請を開始し申請しやすい体制としたほか、令和7（2025）年度には広報を強化し、制度を必要とする方へ支援が行き渡るよう努めています。
- ひきこもり支援については、庁内関係部署及び相談員との連携強化を図るため、支援体制や社会資源等の情報共有を行っています。「ふくしの総合相談窓口」の開設により新たな支援ニーズが掘り起こしされたことから、支援体制の強化に向けた相談支援方法や居場所、区民を対象とした講演会などの検討を行いました。不登校児童・生徒に対しては、一人一人の教育的ニーズに合った取組を行うことで、適応教室「わくわく21」への通室、バーチャル・ラーニング・プラットフォーム（VLP）による支援、スクールソーシャルワーカーによる支援、校内別室指導支援員によるサポート、メンタルサポーターの派遣、医療や福祉との連携などにより、学校復帰や社会的自立につなげています。

課題・取組の方向性

- ひとり親家庭への支援については、相談内容の複雑化・複合化に伴い関係部署間の調整に時間を要することが課題であり、今後も関係部署と緊密に情報共有を図り、迅速できめ細やかな支援を推進していく必要があります。
- 子どもの学習・生活支援事業については、児童・生徒一人一人の個性や背景に応じた支援が求められているため、今後は地域福祉コーディネーター、ふくしの総合相談窓口、区の関係機関との連携を強化し、必要な支援につなげることが重要です。
- ひきこもり支援及び不登校児童・生徒への支援については、課題を抱える方の潜在化や多様なケースへの対応が課題であり、今後は広報による相談機会の拡大、専門的支援の充実、学校や関係機関との連携による情報共有により、継続的な支援と学校復帰や社会的自立につなげる必要があります。

主な取組・事業

（関連事業：●新規、◎拡充、○その他主要）

取組・事業①	暮らしと仕事の自立支援
内容	個々の相談者の生活困窮状況に応じて作成した支援プランに基づき、相談支援員が他機関と連携し自立に向けた支援をするとともに、支援の質を担保するため、プラン案の適切性を協議する支援調整会議を開催します。 ○生活困窮者自立相談支援事業 ◎住居確保給付金 ○家計改善支援事業 ○シェルター事業
所管	地域福祉課

取組・事業②	ひとり親家庭の自立支援
内容	相談を通じて、ひとり親家庭に対し母子・父子福祉資金の貸付や休養ホームの利用案内、生活全般に関する助言を行うほか、高等職業訓練促進給付金及び自立支援教育訓練給付金の支給、ホームヘルパーの派遣、自立支援プログラムの策定、養育費の確保に向けた支援などにより、生活の安定と自立・就労の支援を行います。 ○ひとり親家庭・家庭・女性相談 ○高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金の支給 ○ひとり親家庭ホームヘルプサービス ○母子・父子自立支援プログラム ○養育費確保支援事業
所管	子ども子育て支援課

取組・事業③	子ども・若者の学習支援
内容	生活困窮世帯やひとり親世帯などの子どもを対象とした無料学習会を開催し、子どもの学習習慣の定着や居場所づくりを図り、子どもが社会的自立をするまでの切れ目のない支援を行います。 ○子どもの学習・生活支援事業 ○受験生チャレンジ支援貸付事業
所管	地域福祉課、子ども子育て支援課、社会福祉協議会

取組・事業④	ひきこもり支援
内容	生活困窮者自立相談支援窓口や精神保健福祉相談窓口における支援をはじめ、「東京都ひきこもりサポートネット」へつなぐなど、個々のケースの状況に応じて関係機関が相互に連絡・調整し、地域福祉コーディネーターや民生・児童委員等の地域の支援者と協力しながら課題の解決を図ります。加えて、相談支援方法の拡充や居場所の開設、講演会の開催等により支援体制の強化を図ります。また、不登校の小・中学生については、社会的に自立することができるよう、教育センターにおいて登校支援や学習支援を行います。 ◎ひきこもり支援推進事業 ○地域福祉コーディネーター・生活支援コーディネーター事業（再掲） ○長期欠席支援シートの活用等による不登校児童・生徒への支援
所管	地域福祉課、高齢者福祉課、社会福祉協議会、教育センター ＜関連所管＞障害者福祉課、福祉センター、健康推進課、保健センター

（５）誰もが気軽に相談ができている

目指す姿

- 地域住民だけでは自ら解決が困難な課題について、身近な地域で包括的に受け止め、関係機関等と連携・協働して適切な支援につなぐ場が整っています。
- 複合的な生活課題を抱えるケースに対して、関係機関等が積極的に連携するチームによる個別支援により、包括的な課題解決が図られています。

現状

- 地域住民の相談を住民に身近な地域で包括的に受け止め、関係機関と連携し適切な支援につなぐ場として、京橋・日本橋・月島の3地域に「ふくしの総合相談窓口」を開設しました。あわせて、区内3地域に社会福祉協議会が運営する地域活動拠点が整備されたことで地域へのアウトリーチによる支援の充実を図ることができています。
- 複雑化・複合化する課題に対応するため、福祉保健部内にとどまらず相談業務に携わる部署の職員を相談支援包括化推進員に任命し、順次配置を拡大しています。また、重層的支援体制整備事業についての理解を深めるとともに、関係機関の情報共有を図ること等を目的に、相談支援包括化推進連絡会議を開催しています。多機関協働事業については、支援会議を開催し、事例の情報共有や課題整理、支援機関の役割分担により連携強化を図っています。あわせて、相談を受けた職員が、複合的な課題への対応力を高めることを目的にソーシャルワーク機能向上研修を実施し、分野横断的な知識力、アセスメント力の向上を図るほか、ケアマネジャー研修や地域ケア会議の開催により、ケアマネジメント力の向上に努めています。
- 従来の子ども子育て応援ネットワークを発展的に再編し、児童福祉法に基づく「こども家庭センター」として位置付けた「こども家庭ネットワーク」を構築しています。母子保健と児童福祉の合同会議を通じて、情報共有と支援検討を実施しています。

課題・取組の方向性

- 重層的支援体制整備事業の3つの支援の一つである「相談支援」については、今後も多機関連携強化のための取組、職員のソーシャルワーク機能向上の研修の充実が必要です。また、重層的支援体制整備事業の周知や支援会議等の活用により、複雑化・複合化する相談に対応できる体制づくりが求められます。加えて、相談に至るまでの障壁の低減のため、オンライン相談・予約受付を推進していくことが求められます。
- 社会とのつながりづくりを行う「参加支援」、地域住民同士の顔の見える関係性を構築する「地域づくりに向けた支援」は、地域福祉コーディネーターを中心に関係機関・地域との連携を一層深め、支援が相互に重なり合いながら、課題を抱えた方に寄り添い、伴走する支援体制を構築する必要があります。

主な取組・事業

（関連事業：●新規、◎拡充、○その他主要）

取組・事業①	身近な地域で相談を包括的に受け止める場の整備
内容	地域住民の相談を住民に身近な地域で包括的に受け止め、関係機関と連携し適切な支援につなぐ場として、各地域（京橋・日本橋・月島）にふくしの総合相談窓口を設置しています。 ○ふくしの総合相談窓口事業
所管	地域福祉課

取組・事業②	相談支援包括化のための多機関連携強化
内容	各相談支援機関や区の関係部署で受けた複合的な相談や地域福祉コーディネーター・生活支援コーディネーターからつなげられた利用者について、世帯全体の課題として受け止め、各相談支援機関が積極的に連携して支援を行うことができる体制を構築します。 また、妊娠期から子育て期にある妊産婦及び子育て家庭を切れ目なく支援できるよう、母子保健分野と児童福祉分野の一体的・包括的な相談支援機能の強化を図ります。 ○多機関協働事業の推進 ○相談支援包括化推進員の配置 ○相談支援包括化推進連絡会議の開催 ○こども家庭ネットワーク事業の推進（再掲）
所管	地域福祉課、社会福祉協議会、子ども家庭支援センター ＜関連所管＞総務課、税務課、区民生活課、障害者福祉課、保険年金課、福祉センター、子ども発達支援センター、子ども子育て支援課、保育課、放課後対策課、高齢者福祉課、介護保険課、健康推進課、保健センター、住宅課、教育センター

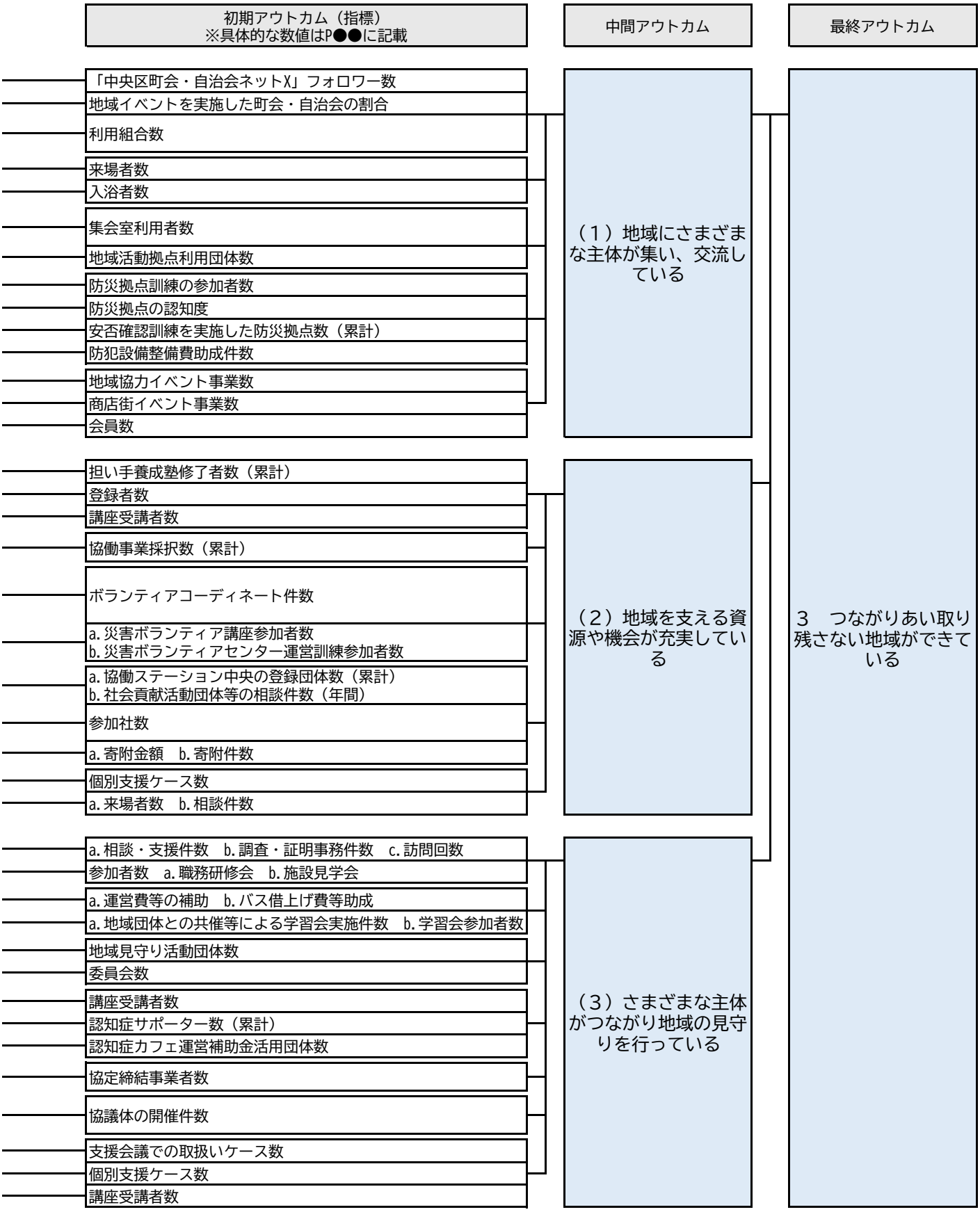
取組・事業③	包括的・継続的マネジメント支援の推進
内容	関係機関や事業者等が参加する地域ケア会議等の個別支援会議において事例検討等を積み重ね、事業者等のマネジメント力の向上を図るとともに、保健・医療・福祉等の経験豊富な専門職との連携によるバックアップ体制を推進していきます。 ○個別ケース会議（地域ケア会議等）の活用 ○専門職との連携によるバックアップ体制の推進 ○介護支援専門員（ケアマネジャー）研修
所管	地域福祉課、介護保険課、子ども家庭支援センター ＜関連所管＞障害者福祉課、健康推進課、保健センター

取組・事業④	ソーシャルワーク機能の向上
内容	相談を受けた職員がニーズを的確に把握し、適切なサービスをコーディネートするために各相談支援機関や区の関係部署が相互に研修を実施するなど、分野横断的な知識やアセスメント、調整等の能力を身につけるための取組を実施します。 ○各相談支援機関や区の関係部署相互による合同研修の実施 ○体制整備のための区福祉職の計画的採用
所管	地域福祉課、職員課 ＜関連所管＞障害者福祉課、子ども家庭支援センター、介護保険課、健康推進課、保健センター

取組・事業⑤	アウトリーチによる支援の充実
内容	公的な支援の要件を満たさない「制度の狭間」にある世帯や社会的に孤立しがちな世帯に対し、アウトリーチによる支援を積極的に行います。 ○地域福祉コーディネーター・生活支援コーディネーター事業 ○生活困窮者自立相談支援事業（再掲） ○認知症初期集中支援チームの活用
所管	地域福祉課、高齢者福祉課、社会福祉協議会、介護保険課

基本目標３　つながりあい取り残さない地域ができている

取組・事業	アウトプット
①さまざまな主体による活動の推進	SNS等の活用による地域の情報発信、連携強化
	地域手づくりイベント・盆おどりに対する助成
	分譲マンション管理組合を支援するシステム「マンション履歴システム」の利用促進
②多世代交流の促進	大江戸まつり盆おどり大会の実施
	コミュニティふれあい銭湯の実施
③地域活動拠点の提供	集会室や公開空地等住宅や住環境を活用したコミュニティ活動の場づくり支援
	地域活動拠点の運用【社会福祉協議会（一部）】
④地域における防災・防犯活動の支援	防災拠点運営委員会への支援
	防災対策の普及・啓発
	災害時地域たすけあい名簿を活用した、地域による安否確認体制の推進
	防犯設備整備費の助成
⑤商店街・スポーツ振興を通じたコミュニティ機能の強化	商店街と町会・自治会やNPO等が協力して実施するイベントの支援
	商店街イベントを活用した住民の交流促進
	地域スポーツクラブの活動支援
①地域の担い手の養成	地域コミュニティの担い手養成講座の開催
	元気応援サポーターの育成
	ボランティア講座の開催【社会福祉協議会】
②さまざまな主体との協働の推進	協働事業の実施
③ボランティア活動の支援	ボランティアセンターにおけるボランティア活動の相談、登録、活動紹介・調整、ボランティアの育成、学校等での福祉体験学習の実施【社会福祉協議会】
	災害ボランティアセンター【社会福祉協議会】
④企業・NPO等の社会貢献・地域貢献活動の支援	協働ステーション中央の運営
	中央ぷらねっと（社会貢献企業連絡会）など、区内企業やNPO法人等との協働の推進および活動支援【社会福祉協議会】
	ふるさと中央区応援寄附を活用した地域貢献活動団体等への支援
⑤地域福祉コーディネーター（CSW）・生活支援コーディネーターによる地域活動の支援	地域福祉コーディネーター・生活支援コーディネーター事業（再掲）
	おとなりカフェ・ちょこっと相談会の開催
①民生・児童委員の活動支援	民生・児童委員による相談・援助・調査活動への支援
	研修および施設見学の実施
②青少年の健全育成支援、家庭教育支援	青少年対策地区委員会の活動支援
	地域団体との共催等による家庭教育学習会の開催
③町会・自治会・マンション管理組合等による見守り体制の推進	地域見守り活動支援事業（あんしん協力員）
	ふれあい福祉委員会への支援【社会福祉協議会】
④ささえあいサポーター、認知症サポーター等の活動の拡大	ささえあいサポーター養成講座
	認知症サポーター養成講座・ステップアップ講座
	認知症カフェ（気軽に相談できる場）への支援
⑤民間事業者等による見守り体制の推進	協定締結事業者による見守り活動
⑥地域の支援者のネットワーク化	地域支えあいづくり協議体（区全域）・支えあいのまちづくり協議体（各地域）の活用
⑦孤独・孤立対策	多機関協働事業の推進（再掲）
	地域福祉コーディネーター・生活支援コーディネーター事業（再掲）
	ささえあいサポーター養成講座（再掲）


初期アウトカム（指標）
※具体的な数値はP●●に記載
中間アウトカム
最終アウトカム
「中央区町会・自治会ネットX」フォロワー数
地域イベントを実施した町会・自治会の割合
利用組合数
来場者数
入浴者数
集会室利用者数
地域活動拠点利用団体数
防災拠点訓練の参加者数
防災拠点の認知度
安否確認訓練を実施した防災拠点数（累計）
防犯設備整備費助成件数
地域協力イベント事業数
商店街イベント事業数
会員数
（1）地域にさまざまな主体が集い、交流している
担い手養成塾修了者数（累計）
登録者数
講座受講者数
協働事業採択数（累計）
ボランティアコーディネート件数
a.災害ボランティア講座参加者数
b.災害ボランティアセンター運営訓練参加者数
a.協働ステーション中央の登録団体数（累計）
b.社会貢献活動団体等の相談件数（年間）
参加社数
a.寄附金額　b.寄附件数
個別支援ケース数
a.来場者数　b.相談件数
（2）地域を支える資源や機会が充実している
a.相談・支援件数　b.調査・証明事務件数　c.訪問回数
参加者数　a.職務研修会　b.施設見学会
a.運営費等の補助　b.バス借上げ費等助成
a.地域団体との共催等による学習会実施件数　b.学習会参加者数
地域見守り活動団体数
委員会数
講座受講者数
認知症サポーター数（累計）
認知症カフェ運営補助金活用団体数
協定締結事業者数
協議体の開催件数
支援会議での取扱いケース数
個別支援ケース数
講座受講者数
（3）さまざまな主体がつながり地域の見守りを行っている
3　つながりあい取り残さない地域ができている

（１）地域にさまざまな主体が集い、交流している

目指す姿

- 身近な場所で気軽に集まり定期的に活動できる交流やふれあいの機会が充実し、さまざまな主体による自発的な活動が活発に行われ、人と人のつながりが深まり、良好なコミュニティが醸成されています。

現状

- 本区には170を超える町会・自治会があります。また、住まいをみると、集合住宅居住者が9割を超えています。その中で、地域におけるつながりづくりを進めるため、「中央区町会・自治会ネットX（旧Twitter）」の運用による情報発信の強化、マンション管理組合支援システムによる支援、町会・自治会等が主体となって行う地域のイベントや盆おどり大会への助成により、地域コミュニティの活性化を図っています。
- 大江戸まつり盆おどり大会や晴海まつり、雪まつり、コミュニティふれあい銭湯、町会・自治会等と商店街などの各種団体等との連携によるイベントや、新設の補助制度である「女性活躍推進事業」、「こども応援事業」による商店街イベントの支援、地域スポーツクラブの設立・運営支援を実施し、さまざまな主体や多世代の人と人とがつながる機会を提供したほか、まちのにぎわい創出に寄与しています。
- 区内3地域に社会福祉協議会が運営する地域活動拠点が整備されています。あわせて、町会・自治会の自主管理型施設であるコミュニティルームの活用、場づくり入門講座の開催、高齢者通いの場の立ち上げや運営支援を行うことで新たな担い手と活動が生まれ、区民による自発的な活動が活性化されています。
- 防災拠点訓練において多世代参加型訓練や、小・中学校と連携した訓練を行い、コミュニティの醸成や地域防災の担い手育成を図るとともに、災害時地域たすけあい名簿の認知度向上及び登録者の増加に向けて、ワークショップの開催等により普及啓発を行っています。また、地域や区民の防犯意識向上のため、防犯設備整備費助成及び共同住宅等生活安全（防犯）アドバイザー派遣等を実施しています。

課題・取組の方向性

- 町会・自治会間でSNS等の活用の差があるほか、マンション管理組合支援システムの加入組合件数が低調であるなど、町会・自治会等のデジタル活用に課題が生じています。
- 地域活動では、参加者の高齢化・固定化や担い手不足が課題となっており、若い世代を地域につないでいく施策が求められます。また、補助制度を利用した商店街イベントが盛況である一方、活動継続に困難が生じている商店街もあり、商店街に対する担い手育成支援事業等の周知強化も必要です。
- 活動場所が不足していると感じる団体もあることから、社会福祉協議会が運営する地域活動拠点の利用促進を図るなど、活動と資源を結びつける取り組みのほか、施設改修等の機会を捉えた地域資源の開拓も進める必要があります。
- 地域の防災力を高めていくために、引き続き多世代参加型訓練や小・中学校と連携した訓練等の実施によりコミュニティの醸成や地域防災の担い手育成を図ることが求められます。また、町会・自治会単位での個別訓練等の実施への支援を進めていく必要があります。
- 各種イベントの実施においては、人口増加による来場者増加に対応した安全・安心のイベント運営が求められています。

主な取組・事業

（関連事業：●新規、◎拡充、○その他主要）

取組・事業①	さまざまな主体による活動の推進
内容	町会・自治会の活動を支援するとともに、さまざまなコミュニティとの協働により地域のイベントやサロン運営等の活動を支援します。また、マンション管理組合への支援を通じてコミュニティ形成の推進を図るほか、区内社会福祉法人との連携を強化し、地域福祉のニーズを捉えた地域公益活動を促進します。 ○SNS等の活用による地域の情報発信、連携強化 ○協働ステーション中央の運営 ○地域手づくりイベント・盆おどりに対する助成 ○分譲マンション管理組合交流会への支援 ○分譲マンション管理組合を支援するシステム「マンション履歴システム」の利用促進 ○地域公益活動に取り組む社会福祉法人との連携（再掲）【社会福祉協議会】
所管	地域振興課、都市整備公社、社会福祉協議会 ＜関連所管＞住宅課

取組・事業②	多世代交流の促進
内容	各種講座やイベント等を通じて、地域住民相互の交流やふれあいを促進します。また、誰もが参加できる場の開設・運営支援や、協働提案事業による活動等を通じ、中高生や若者、子育て世代等が地域活動に関わるきっかけとなる事業を行うなど、多世代交流を促進します。 ○大江戸まつり盆おどり大会の実施 ○雪まつりの実施 ◎晴海まつりの実施 ○コミュニティふれあい銭湯の実施 ○場づくり入門講座の開催 ○おとなりカフェ・ちょこっと相談会の開催 ○地域福祉コーディネーター・生活支援コーディネーター事業（再掲）
所管	地域振興課、地域福祉課、社会福祉協議会、高齢者福祉課 ＜関連所管＞障害者福祉課

取組・事業③	地域活動拠点の提供
内容	コミュニティルームや区民館、地域活動拠点等の交流・活動の場を提供します。 ○集会室や公開空地等住宅や住環境を活用したコミュニティ活動の場づくり支援 ○地域活動拠点の運用【社会福祉協議会（一部）】
所管	地域振興課、地域福祉課、社会福祉協議会 ＜関連所管＞高齢者福祉課

取組・事業④	地域における防災・防犯活動の支援
内容	防災拠点運営委員会への活動支援をはじめ、防災訓練や講習会を実施するなど、区民や事業所が連携・協力して防災対策に取り組める体制整備を推進します。また、地域の自主的な見守り活動や防犯設備の設置を支援するなど、防災・防犯活動を通じた地域コミュニティの活性化を図ります。 ○防災拠点運営委員会への支援 ○防災対策の普及・啓発 ○災害時地域たすけあい名簿を活用した、地域による安否確認体制の推進 ○防犯設備整備費の助成
所管	防災危機管理課、高齢者福祉課

取組・事業⑤	商店街・スポーツ振興を通じたコミュニティ機能の強化
内容	商店街やスポーツの振興事業を通じて、コミュニティ機能の強化を図ります。 ○商店街と町会・自治会やNPO等が協力して実施するイベントの支援 ○商店街イベントを活用した住民の交流促進 ○地域スポーツクラブの活動支援
所管	商工観光課、スポーツ課

（２）地域を支える資源や機会が充実している

目指す姿

- 情報・人・場所などの地域を支える資源や機会が充実し、区民や企業、NPO 等のさまざまな主体が地域づくりのパートナー（地域の担い手）として、連携・協力し地域課題を解決する都心コミュニティを形成しています。

現状

- 地域活動やボランティア活動につなげる「担い手養成塾」、「場づくり入門講座」等の開催や、一人暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯の見守りを行う「地域見守り活動団体」の募集・交流会の実施により、地域活動・見守りの担い手の発掘・養成を着実に推進しています。
- 高齢者が健康づくりに取り組むための体操ボランティアである「さわやか体操リーダー」及び「元気応援サポーター」の養成講座については、受講者の対象年齢の引き下げを行いました。
- 小学生以上を対象とした夏休み福祉・ボランティア体験「イナっこ教室」や福祉体験講座の実施により、ボランティア活動や地域福祉について考える機会を幅広く提供しています。
- 「協働ステーション中央」において、NPOやボランティア団体、公益活動を実践する企業等の社会貢献活動団体間との連携・協働を推進するとともに、区内拠点の企業と中央区社会福祉協議会とで構成する社会貢献企業連絡会「中央ぷらねっと」にて、まちあるきとごみ拾いを掛け合わせた「中央区クリーンシティ・ウォーク」を実施しています。
- 社会貢献活動団体との協働や支援では、「協働事業」にて社会貢献活動団体と区が力を合わせて公共的な課題解決へ取り組むとともに、ふるさと納税制度を活用した団体応援寄附による認定団体への支援金交付を行っています。団体応援寄附の総額のうち約77％がふるさと納税ポータルサイトを通じたものとなっており、ポータルサイトの活用により寄附者の利便性の向上も図ることができました。
- 区内3地域に社会福祉協議会が運営する住民主体による地域活動拠点が整備されたことで、拠点を利用した地域福祉コーディネーターによるアウトリーチを推進しました。

課題・取組の方向性

- 人口が増加し地域コミュニティが変化する中で、地域の担い手不足が課題となってます。今後は、担い手養成講座や場づくり入門講座の修了生が実際に活動や活動協力ができるまでのフォローアップや講座内容の充実、見守り活動のPRなど、担い手確保に向けた手法の検討が必要です。
- ボランティア活動では、ボランティア体験の参加者数は増加している一方で、高齢化により登録者・団体数が減少しており、区民等が地域活動に参加できる環境やコーディネート体制の整備のほか、登録ボランティア団体とのつながりづくりを進め、地域活動の活性化を図る必要があります。
- 地域貢献活動団体との協働では、「協働ステーション中央」の認知度や「中央ぷらねっと」の参加企業数が低調であるほか、団体応援寄附において知名度の低い活動団体への寄附実績が乏しいことから、効果的なPR等の取り組みが必要です。

主な取組・事業

（関連事業：●新規、◎拡充、○その他主要）

取組・事業①	地域の担い手の養成
内容	つながりや生きがいとしての地域活動を学ぶ講座を開催するなど、地域の担い手を発掘・養成、継続的に活動を支援しながら、コミュニティの活性化を推進します。 ○地域コミュニティの担い手養成講座の開催 ○元気応援サポーターの育成 ○場づくり入門講座の開催（再掲） ○ボランティア講座の開催【社会福祉協議会】
所管	地域振興課、高齢者福祉課、社会福祉協議会

取組・事業②	さまざまな主体との協働の推進
内容	町会・自治会やNPO、ボランティア団体等の社会貢献活動団体の提案による協働事業を実施し、よりきめ細かで質の高い行政サービスの提供を図るとともに、社会貢献活動団体の育成や、区民の地域活動への参加を促進していきます。 ○協働事業の実施 ○協働推進会議の開催
所管	地域振興課 ＜関連所管＞社会福祉協議会

取組・事業③	ボランティア活動の支援
内容	ボランティア活動の活性化や団体間の交流を促進するほか、住民参加型在宅福祉サービスを効果的に運営します。また、災害発生時に効率的な活動が行えるよう、災害ボランティアセンターに関する講座や訓練を実施します。 ○ボランティアセンターにおけるボランティア活動の相談、登録、活動紹介・調整、ボランティアの育成、学校等での福祉体験学習の実施【社会福祉協議会】 ○虹のサービス（再掲）【社会福祉協議会】 ○地域見守り活動支援事業（あんしん協力員） ○災害ボランティアセンター【社会福祉協議会】
所管	社会福祉協議会、高齢者福祉課 ＜関連所管＞介護保険課

取組・事業④	企業・NPO等の社会貢献・地域貢献活動の支援
内容	社会貢献活動への関心が高い企業の意向を踏まえながら、ネットワークの強化を図ります。また、区民が地域活動に参加しやすい環境を整備するとともに、情報発信や情報交換の場を提供することにより各種団体の活動や地域における横のつながりづくりの支援を行います。 ○協働ステーション中央の運営 ○中央ぷらねっと（社会貢献企業連絡会）など、区内企業やNPO法人等との協働の推進および活動支援【社会福祉協議会】 ○ふるさと中央区応援寄附を活用した地域貢献活動団体等への支援
所管	地域振興課、社会福祉協議会、総務課

取組・事業⑤	地域福祉コーディネーター（CSW）・生活支援コーディネーターによる地域活動の支援
内容	社会福祉協議会と連携しながら、住民が主体となった地域活動の取組を普及・推進していきます。住民主体による地域に開かれた活動を全区的に展開できるような取組を推進します。 ○地域福祉コーディネーター・生活支援コーディネーター事業（再掲） ○おとなりカフェ・ちょこっと相談会の開催（再掲）
所管	地域福祉課、高齢者福祉課、社会福祉協議会

（3）さまざまな主体がつながり地域の見守りを行っている

目指す姿

- さまざまな主体による見守り活動が展開され、課題を抱える人や家庭を早期に発見し、適切な支援につなげています。

現状

- 民生・児童委員の活動支援では、相談支援機関との連絡会、研修会や施設見学会の実施による知識・技術向上の支援のほか、新たに民生・児童委員協議会のアーカイブ配信による欠席者に向けたサポートの実施やパネル展開催による広報に取り組んでいます。なお、本区の民生・児童委員の充足率は令和8（2026）年で80%となっています。
- 地域の青少年健全育成を行う青少年対策地区委員会への活動支援では、補助金やバス借り上げ費の助成等の支援を行うとともに、地域家庭教育推進協議会と地域団体が共催で実施する家庭教育学習会においては、申込方法に電子申請を導入し、参加申込件数の増加につなげました。
- 一人暮らしの高齢者等の見守りの取組として、町会・自治会・マンション管理組合等を単位として希望する高齢者へ見守りを行う「地域見守り活動団体」に対する活動費支援や団体同士の交流会の開催、また、近隣住民が支えあい助け合う小地域福祉活動「ふれあい福祉委員会」の立ち上げ相談や助成を行っています。
- 民間事業者が通常業務を行う中で高齢者の見守り活動を行う協定を順次拡大し、さまざまな主体による見守り体制の強化を図っています。
- 地域で不安や悩み等を抱える人に気付き、必要な支援につなぐ「ささえあいサポーター」の養成では、区内3地域での講座実施に加えて、出前講座を実施しています。「認知症サポーター」の養成では、子ども向け講座やステップアップ講座等の開催など、各種サポーターの育成を通じてささえあいの仕組みの強化に取り組んでいます。
- 地域の高齢者の課題解決に向けて、生活支援コーディネーターのもと「地域支えあいづくり協議体」（区全域）、「支えあいのまちづくり協議体」（各地域）にて、マップ作りなどさまざまな取組を展開しています。

課題・取組の方向性

- 民生・児童委員の支援では、依然として欠員解消が課題であり、新規住民が増加した晴海地域では、地域に精通した人材の確保が困難となっています。また、働きながら活動する委員が増えていることから、負担軽減の取組が必要です。
- 家庭教育学習会では、父親の参加者数は増加傾向にあるものの母親と比較すると少ないことから、受講者ニーズをふまえた講座内容の充実や開催方法を検討していく必要があります。
- 見守り・ささえあいについては、「ふれあい福祉委員会」にて、新規団体の設立と同程度、担い手の高齢化による活動終了の団体が見られます。引き続き、活動支援や活動団体の周知等を通じて、見守り体制の強化を図る必要があります。また、担い手の拡充に向け、養成したささえあいサポーターを各種イベントなど具体的な地域活動へつなげることが求められます。
- 国においては、孤独・孤立対策に向けて令和6（2024）年度に「孤独・孤立対策推進法」を施行し、令和9（2027）年度には日常生活自立支援事業の対象に身寄りのない高齢者を位置付ける「社会福祉法等の一部を改正する法律」の施行を予定しています。見守り・ささえあいに関して、コロナ禍以降、孤独・孤立の問題や自身に何かあった際に頼れる家族・親族などがいない高齢者の増加が顕在化する傾向にあります。

主な取組・事業

（関連事業：●新規、◎拡充、○その他主要）

取組・事業①	民生･児童委員の活動支援
内容	民生･児童委員が地域で取り組む福祉活動を支援するとともに、行政や地域の関係機関との情報交換の場となる協議会を開催するなど連携強化を図ります。また、多様化･複合化する課題に対応する知識の向上等を目的に、相談支援機関との連絡会や研修会、施設見学会の実施を支援します。 ○民生･児童委員による相談･援助･調査活動への支援 ○協議会の定期開催 ○研修および施設見学の実施 ○区民向け広報活動の充実
所管	地域福祉課

取組・事業②	青少年の健全育成支援、家庭教育支援
内容	各地域においてさまざまな行事を実施する青少年対策地区委員会や、PTA等地域団体の活動を支援し、地域における青少年の健全育成や家庭教育の充実を図ります。 ○青少年対策地区委員会の活動支援 ○中央区地域家庭教育推進協議会 ○地域団体との共催等による家庭教育学習会の開催
所管	文化･生涯学習課

取組・事業③	町会･自治会･マンション管理組合等による見守り体制の推進
内容	一人暮らし高齢者等が地域で安心して暮らせるよう、町会･自治会･マンション管理組合等を中心とした地域の団体による高齢者等の見守り活動に対し、活動費の助成等を行い、地域における高齢者等の見守りを推進します。 ○地域見守り活動支援事業（あんしん協力員）（再掲） ○ふれあい福祉委員会への支援【社会福祉協議会】
所管	高齢者福祉課、社会福祉協議会 ＜関連所管＞介護保険課

取組・事業④	ささえあいサポーター、認知症サポーター等の活動の拡大
内容	身近な地域で不安や悩みを抱えた人たちに気づき、必要な支援へとつなぐ「ささえあいサポーター」や、認知症の正しい知識やつきあい方を理解し、自分のできる範囲で認知症のある方を見守り、支える「認知症サポーター」を養成するとともに、各サポーターを活用した支えあいの仕組みづくりを構築します。 ○ささえあいサポーター養成講座 ○認知症サポーター養成講座･ステップアップ講座 ○認知症カフェ（気軽に相談できる場）への支援 ○認知症に関する普及啓発および相談体制の充実
所管	地域福祉課、社会福祉協議会、介護保険課

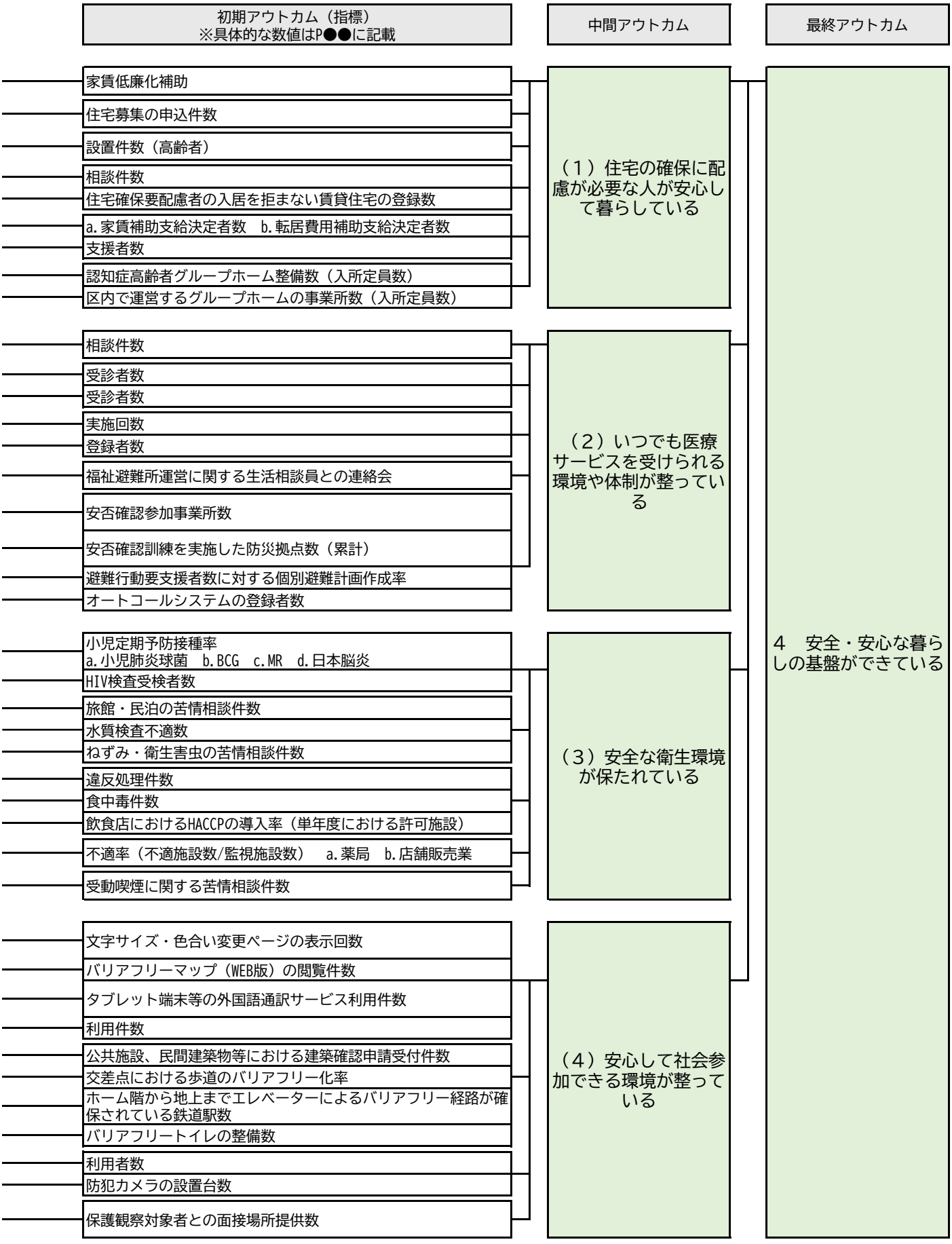
取組・事業⑤	民間事業者等による見守り体制の推進
内容	宅配事業者等の区民が身近に利用する民間事業者等と協定を締結し、高齢者の見守り活動を強化します。 ○協定締結事業者による見守り活動
所管	地域福祉課、高齢者福祉課 ＜関連所管＞介護保険課

取組・事業⑥	地域の支援者のネットワーク化
内容	地域における支援者のネットワーク化に向けて、地域の支援者や関係団体同士の情報共有および顔の見える関係づくりの場を整備します。 ○地域支えあいづくり協議体(区全域)・支えあいのまちづくり協議体(各地域)の活用(再掲)
所管	高齢者福祉課、社会福祉協議会 ＜関連所管＞地域福祉課

取組・事業⑦	孤独・孤立対策
内容	ひきこもりや単身世帯の増加が見込まれるなか、望まない孤独や社会的孤立を防止するために、見守りや相談支援体制の拡充とあわせ、支援を求めやすい環境整備、人と人とのつながりを生みだす分野横断での取組を進めます。 ○多機関協働事業の推進(再掲) ○地域福祉コーディネーター・生活支援コーディネーター事業(再掲) ○ささえあいサポーター養成講座(再掲) ○地域見守り活動支援事業(あんしん協力員)(再掲) ◎ひきこもり支援推進事業(再掲) ○長期欠席支援シートの活用等による不登校児童・生徒への支援(再掲) ○精神保健相談(再掲)
所管	地域福祉課、高齢者福祉課、社会福祉協議会、教育センター、健康推進課 ＜関連所管＞総務課、税務課、区民生活課、障害者福祉課、保険年金課、福祉センター、子ども発達支援センター、子ども子育て支援課、保育課、放課後対策課、高齢者福祉課、介護保険課、健康推進課、保健センター、住宅課

基本目標４　安全・安心な暮らしの基盤ができている

取組・事業	アウトプット
①高齢者や子育て等に適した住宅供給の促進	サービス付き高齢者向け住宅等の供給誘導
②区民住宅の管理の適正化	区民住宅の管理
③配慮が必要な人に対応した安全・安心な住まいへの支援	緊急通報システム等専用機器の設置による支援
④住宅確保要配慮者の住み替え支援	住まいの困りごと相談
	住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録の促進
⑤生活困窮者の住まいの確保支援	住居確保給付金
	シェルター事業
⑥グループホーム等の運営支援等	認知症高齢者グループホームの運営支援・機会を捉えた供給誘導
	障害者グループホームの運営支援・民間事業者による新規開設の促進
①かかりつけ医等の普及	医療相談窓口の設置
②緊急医療体制の確保	休日応急診療、休日応急歯科診療、休日応急調剤事業
	平日準夜間小児初期救急診療事業
③災害時の応急救護体制の整備	多職種による医療救護訓練の実施
	災害時医療救護活動従事スタッフの募集・登録事業
④福祉避難所の体制整備	福祉避難所運営に関する生活相談員との連携
⑤災害時要援護者・要配慮者への支援	災害時における区と中央区介護保険サービス事業者連絡協議会との要介護高齢者の安否確認等に関する協定の締結
	災害時地域たすけあい名簿を活用した、地域による安否確認体制の推進（再掲）
	「個別避難計画」の作成
	オートコールシステム
①感染症対策の推進	定期予防接種事業
	HIV及び性感染症検査事業
②衛生的な環境の確保	環境衛生関係施設の監視指導
	小規模給水施設の指導
	ねずみ・衛生害虫の防除
③食生活の安全確保	違反・有害食品の排除と公表、自主回収報告の指導
	食中毒・有症苦情等に関する調査および指導
	HACCPによる衛生管理についての区内事業者に対する導入支援
④医事・薬事の安全確保	薬局等の監視指導
⑤受動喫煙防止対策の推進	「中央区たばこルール」の普及啓発　等
①情報バリアフリーの強化	区ホームページに文字拡大・音声読み上げツールや多言語自動翻訳機能を搭載
	バリアフリーマップの更新
	タブレット端末等による外国語通訳サービス、英語の通訳・翻訳窓口設置
	タブレット端末を活用した遠隔手話・音声筆談サービス
②人にやさしい空間づくり	公共施設、民間建築物等におけるバリアフリー化の推進
	人にやさしい歩行環境の整備
	鉄道駅のエレベーター等の整備促進
	誰もが使いやすい公衆便所の整備
③子どもを守る安全なまちづくり	子どもの遊び場開放
	通学路やスクールバス等の安全対策
④再犯を防止し共に歩む安心なまちづくり	民間協力者の活動の促進（中央区保護司会、中央区更生保護女性会、補導連絡会、青少年対策地区委員会、青少年委員会、防犯協会）


初期アウトカム（指標）
※具体的な数値はP●●に記載
中間アウトカム
最終アウトカム
家賃低廉化補助
住宅募集の申込件数
設置件数（高齢者）
相談件数
住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録数
a.家賃補助支給決定者数　b.転居費用補助支給決定者数
支援者数
認知症高齢者グループホーム整備数（入所定員数）
区内で運営するグループホームの事業所数（入所定員数）
（1）住宅の確保に配慮が必要な人が安心して暮らしている
相談件数
受診者数
受診者数
実施回数
登録者数
福祉避難所運営に関する生活相談員との連絡会
安否確認参加事業所数
安否確認訓練を実施した防災拠点数（累計）
避難行動要支援者数に対する個別避難計画作成率
オートコールシステムの登録者数
（2）いつでも医療サービスを受けられる環境や体制が整っている
小児定期予防接種率
a.小児肺炎球菌　b.BCG　c.MR　d.日本脳炎
HIV検査受検者数
旅館・民泊の苦情相談件数
水質検査不適数
ねずみ・衛生害虫の苦情相談件数
違反処理件数
食中毒件数
飲食店におけるHACCPの導入率（単年度における許可施設）
不適率（不適施設数/監視施設数）　a.薬局　b.店舗販売業
受動喫煙に関する苦情相談件数
（3）安全な衛生環境が保たれている
文字サイズ・色合い変更ページの表示回数
バリアフリーマップ（WEB版）の閲覧件数
タブレット端末等の外国語通訳サービス利用件数
利用件数
公共施設、民間建築物等における建築確認申請受付件数
交差点における歩道のバリアフリー化率
ホーム階から地上までエレベーターによるバリアフリー経路が確保されている鉄道駅数
バリアフリートイレの整備数
利用者数
防犯カメラの設置台数
保護観察対象者との面接場所提供数
（4）安心して社会参加できる環境が整っている
4　安全・安心な暮らしの基盤ができている

（１）住宅の確保に配慮が必要な人が安心して暮らしている

目指す姿

- 高齢者・障害者・低額所得者等の住宅の確保に配慮が必要な人が安心して暮らせるなど、多様な住まい方の支援が整っています。

現状

- サービス付き高齢者向け住宅等の供給誘導を進めていますが、本区では土地・建物の確保が困難であることなどから、具体的な計画には至っていません。高齢者住宅については、大規模改修を実施するとともに、全住宅における緊急通報システムの設備更新を完了しました。
- 一人暮らしの高齢者等を対象とした緊急通報システムの設置、在宅の要支援・要介護高齢者や重度身体障害者等の住宅設備改善に要する費用の給付等、配慮が必要な人に対応した安全・安心な住まいの支援を行っています。
- 住み替え支援として、アドバイザー派遣や住み替え相談を実施するとともに、あんしん居住制度利用助成及び家賃債務保証制度利用助成事業を実施しましたが、制度要件を満たす利用実績がない状況です。また、高齢者の住み替えのしやすい環境づくりを推進するために制度の周知を行うとともに、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録を促進しています。
- 生活困窮者の住まいの確保に関する支援では、自立相談支援機関による相談支援、住居確保給付金の支給、居住支援法人との連携強化による情報提供、助言等を行いました。また、居住支援事業として、委託施設や自立支援センターを活用し、一定期間宿泊場所の供与と衣食等の提供を行いました。
- 認知症高齢者グループホームについては、既存施設では設備等の維持管理を進めたものの、再開発等に伴う整備機会がなく、新たな施設整備には至っていません。
- 障害者向けグループホームについては、地域生活支援拠点の機能等を備えた知的障害者グループホーム等「リヴェール月島」を整備し、拠点コーディネーターの配置等を行い、地域移行や緊急時対応に向けた体制の充実を図っています。

課題・取組の方向性

- サービス付き高齢者向け住宅については、土地・建物の確保が困難な本区の特性などの理由から、具体的な計画までには至らないことが続いており、引き続き、再開発の機会を捉えた中長期的な視点で基盤整備を進める必要があります。
- 障害者向けグループホームについては、障害者の重度化への対応や医療的ケアが必要な方を受入れられるような機能の充実のほか、地域において安全・安心して暮らせる住まいとして新たな事業所の開設が求められます。
- 住み替え支援事業については、相談者の希望家賃と家賃相場との乖離などにより、事業利用に結びついておらず、あんしん居住制度利用助成等も助成につながりにくい状況が続いているため、制度の周知を進めるとともに、「住宅セーフティネット法」改正に伴い居住サポート住宅の供給促進を行っていくなど、住宅確保要配慮者等が安心して暮らせるような住まいの支援の充実が課題です。
- 住まいに困窮している方は経済的な困窮だけではなく、複合的な課題を抱えていることがあるため、賃貸住宅への入居にあたり支援が必要です。さらに、生活困窮者自立支援法の改正により、自立相談支援機関における住まいに係る相談機能の充実が求められています。

主な取組・事業

（関連事業：●新規、◎拡充、○その他主要）

取組・事業①	高齢者や子育て等に適した住宅供給の促進
内容	民間事業者による高齢者や子育て期の特性を踏まえた住宅供給が図られるよう、住宅供給に関する相談受付や助成、認定制度の普及等を通じ、整備の誘導を促進します。 ○サービス付き高齢者向け住宅等の供給誘導 ○東京こどもすくすく住宅認定制度（東京都事業）の普及 ●東京都高齢者いきいき住宅認定制度（東京都事業）の普及
所管	住宅課

取組・事業②	区民住宅の管理の適正化
内容	既存の区民住宅の長寿命化に向けた計画的な改修や修繕等を行うとともに、管理の適正化等を図り、自ら住宅の確保が困難な世帯に対する住まいとして公平・適切に供給します。 ○区民住宅の管理
所管	住宅課

取組・事業③	配慮が必要な人に対応した安全・安心な住まいへの支援
内容	高齢者や障害者が安心して暮らし続けることができるよう、住宅の改修や機器の設置支援等を行います。 ○住宅改修費の支給 ○住宅設備改善給付 ○緊急通報システム等専用機器の設置による支援
所管	介護保険課、障害者福祉課、高齢者福祉課

取組・事業④	住宅確保要配慮者の住み替え支援
内容	居住支援法人と連携し、高齢者・障害者・低額所得者等の住宅確保要配慮者の住まいに関する課題を抱える方からの相談を受け付けるとともに、支援が必要な方に対し、入居に向けた支援や安定した居住に向けた継続的な支援を行います。また、住み替えを支援する制度の利用費助成、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅としての登録を民間事業者に促し、住み替えを支援します。 ●住まいの困りごと相談 ○あんしん居住制度利用助成 ○家賃債務保証制度利用助成 ○住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録の促進
所管	地域福祉課、住宅課

取組・事業⑤	生活困窮者の住まいの確保支援
内容	離職により住居を失う、または失う恐れのある相談者に対して、再就職するまでの就労支援および一定期間の家賃相当額の支給、住居を持たない方へ宿泊場所や衣食等の提供を行います。 ◎住居確保給付金（再掲） ○シェルター事業
所管	地域福祉課

取組・事業⑥	グループホーム等の運営支援等
内容	需要の増加が見込まれる、在宅生活が困難になった認知症高齢者や障害者のグループホームの運営支援等を行います。 ○認知症高齢者グループホームの運営支援・機会を捉えた供給誘導 ○障害者グループホームの運営支援・民間事業者による新規開設の促進
所管	高齢者福祉課、障害者福祉課 ＜関連所管＞介護保険課

（2）いつでも医療サービスを受けられる環境や体制が整っている

目指す姿

- 区民がいつでも適切な医療サービスを受けることができるよう、身近な地域で疾病の急性期、回復期、慢性期に応じた医療環境が整っています。
- 災害発生直後の医療救護体制や災害の長期化に備えた保健医療体制、要配慮者の避難体制が整っています。

現状

- 区民の健康に関する身近な相談先であるかかりつけ医、かかりつけ歯科医について、晴海地域の新たな施設等を反映したマップの配布、広報を通じた普及啓発を行っています。また、医療電話相談は、医療への関心の高まりによって利用者数が年々増加しています。
- 休日・夜間の緊急時については、区内7ヵ所の休日応急診療所、歯科診療所、薬局にて急病患者に対応しているほか、聖路加国際病院との連携による平日準夜間小児初期救急診療事業を実施し、緊急診療体制を確保しています。
- 災害発生時の医療救護活動を迅速に行い、参集方法や応急救護体制等の強化に向けた検討を行う「中央区応急救護連携会議」を定期的に開催し、関係機関の連携強化を図るとともに、聖路加国際病院や医師会、歯科医師会、薬剤師会等との多職種による応急救護訓練の実施や、聖路加国際大学との協定に基づき緊急医療救護所の設置・運営訓練を実施しました。
- 災害時の要配慮者への支援として、聖路加国際大学との協定に基づき福祉避難所整備や運営等について生活相談員との意見交換を行いながら開設・運営訓練を実施したほか、障害・高齢・子ども分野の関係各課が連携し、障害者（児）向けの福祉避難所マニュアルの改訂を実施しました。
- 災害時要配慮者の安否確認においては、介護保険サービス事業者連絡協議会の加盟事業所による要介護高齢者の安否確認訓練や、災害時地域たすけあい名簿の活用促進のため、防災拠点運営訓練において安否確認訓練を実施しました。あわせて、災害時地域たすけあい名簿の外部提供同意者を対象に個別避難計画の作成を進めました。

課題・取組の方向性

- 医療内容の多様化・複雑化や不調の早期把握をする意識醸成により、かかりつけ医等を持つことの重要性が高まっているため、医療相談窓口やマップ等を活用し、かかりつけ医等の積極的な普及・啓発に努める必要があります。
- 休日応急診療所等が設置されている区施設の老朽化が進んでいるため、中央区公共施設個別施設計画に基づく工事が必要です。
- 災害時の応急救護体制を強化するため、医療救護活動従事スタッフの登録数を増やし、応急救護訓練への参加を促す必要があります。福祉避難所の開設・運営では、職員による避難所の機能や役割の学習、実践的な訓練を通じた発災に備えた体制づくりが求められるほか、福祉センターでは区内唯一の障害者向け福祉避難所となることから、障害特性を踏まえた環境整備も必要となります。
- 災害時要配慮者への支援では、協定に基づき安否確認訓練を実施していますが、介護サービス事業者の参加が限られているため、より多くの介護サービス事業者の参加が求められます。

主な取組・事業

（関連事業：●新規、◎拡充、○その他主要）

取組・事業①	かかりつけ医等の普及
内容	区民の健康を守るための身近な相談先等の機能としてかかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師を推進します。地区医師会、歯科医師会、薬剤師会と連携して、区内医療機関の情報をわかりやすく提供し、かかりつけ医等の普及・定着を図ります。 ○「かかりつけ医MAP」「かかりつけ歯科医マップ」の配布 ○医療相談窓口の設置
所管	健康推進課、生活衛生課

取組・事業②	緊急医療体制の確保
内容	休日応急診療所・歯科診療所・薬局・平日準夜間小児初期救急診療所の管理・運営により、緊急時の対応を含めた身近な地域での医療の環境整備を進めます。 ○休日応急診療、休日応急歯科診療、休日応急調剤事業 ○平日準夜間小児初期救急診療事業
所管	健康推進課

取組・事業③	災害時の応急救護体制の整備
内容	地区医師会等と連携を図り、災害発生直後の医療救護体制を充実させるとともに、緊急医療救護所の設置・運営や傷病者のトリアージなど、迅速な対応を行います。また、関係機関と連携し、長期化する避難生活等に備えて継続的な医療体制の維持・確保を図ります。 ○応急救護連携会議の開催 ○多職種による医療救護訓練の実施 ○災害時医療救護活動従事スタッフの募集・登録事業
所管	健康推進課 ＜関連所管＞防災危機管理課、保健センター

取組・事業④	福祉避難所の体制整備
内容	福祉避難所として指定している区立特別養護老人ホーム等と福祉避難所の開設に係る受入体制や経費負担等について協定を締結しています。また、福祉避難所運営本部の設置や福祉避難所への避難対象者のスクリーニング実施方法等について関係部署と調整を行っています。要配慮者に対して心のケアや相談等を行う生活相談員については、聖路加国際大学等からの派遣支援を受けて配置します。 ○区立特別養護老人ホーム等との福祉避難所の開設に係る協定の締結 ○福祉避難所運営に関する生活相談員との連携
所管	高齢者福祉課 ＜関連所管＞介護保険課、障害者福祉課、福祉センター、子ども発達支援センター、防災危機管理課

取組・事業⑤	災害時要援護者・要配慮者への支援
内容	災害時にライフラインの断絶等の影響を受ける要配慮者への支援が適切に行えるよう、事業所と定期的に訓練を実施するなど、平常時からの備えを促します。また、避難行動要支援者への支援に関し、防災拠点等における訓練やワークショップによる「災害時地域たすけあい名簿」の活用推進、「個別避難計画」の作成、オートコールシステムにより避難支援者が行う安否確認活動を支援し、地域での支援体制の整備を進めます。 〇災害時における区と中央区介護保険サービス事業者連絡協議会との要介護高齢者の安否確認等に関する協定の締結 〇災害時地域たすけあい名簿を活用した、地域による安否確認体制の推進（再掲） 〇「個別避難計画」の作成 〇オートコールシステム
所管	介護保険課、高齢者福祉課 ＜関連所管＞障害者福祉課、福祉センター、子ども発達支援センター、健康推進課、保健センター、防災危機管理課

（3）安全な衛生環境が保たれている

目指す姿

- 正しい知識の普及により、区民一人一人が感染症の流行状況に応じた予防や対応をしています。
- 区民や多くの来街者が理容所等の環境衛生関係施設や飲食店等の食品衛生関係施設、診療所等の医療関係施設等を安全・安心かつ快適に利用しています。

現状

- 感染症危機管理体制の強化や感染症予防及びまん延防止のため、感染症に対する訓練やHIV・性感染症検査等を継続して行い、感染症対策の推進に努めています。また、乳幼児向けの予防接種については、ちゅうおう子育てナビアプリによる予防接種の情報提供やMR、BCGの未接種者への勧奨はがきを送付し、乳幼児の保護者の負担軽減と接種忘れの防止を図っています。
- 環境衛生対策では、感染症（レジオネラ症）発生の危険性のある公衆浴場および温水プールは、優先的に監視指導を実施しています。旅館は従業者の常駐が義務化されていることから、監視指導時に従業者の常駐の実施状況および施設の衛生管理状況の確認を重点的に実施しています。
- ねずみに関する相談件数は令和5（2023）年度から大幅に減少しており、公共の場所におけるねずみの防除や区民への普及啓発、地域での取組に対する支援を総合的に実施している効果が現れています。
- 食品衛生の向上に向けて、違反・有害食品の排除と公表、自主回収報告の指導、食中毒・有症苦情等に関する調査および指導など、食品衛生監視指導計画に基づく監視指導を実施しました。また、HACCPによる衛生管理が義務付けられた区内事業者に対し導入支援を行いました。
- 医療相談窓口は、利用者数が年々増加し、苦情相談内容も複雑化しているなか、区民等からの医療に関する苦情等に幅広く対応しています。

課題・取組の方向性

- 新たな感染症の発生時に備えて、平時から東京都や感染症指定医療機関、関係機関との連携体制の構築や、区職員に対する訓練等を継続的に行う必要があります。あわせて、HIV・性感染症検査等の継続した取組が重要です。また、多様な媒体を活用し、周知を図ることで予防接種の勧奨を行い、さらなる接種率の向上に努めることが大切です。
- 違法民泊が疑われる事案では、現地立入りによる利用者（宿泊者）への聞き取り調査を要し、特に分譲マンションでは、管理組合（管理会社）と協力・連携して実態把握を進めていく必要があります。また、所管警察署とも引き続き連携して立入り調査を継続することが重要です。
- ねずみの防除については、各団体から地域ねずみ防除促進事業の取組継続意向があるものの、団体の財政的負担が課題となるため、補助制度の見直しが求められます。
- 食品の製造・加工・流通における衛生管理を体系的に行うため、HACCP導入支援を進め、区事業者全体の導入率を上げていくことが重要です。
- 自由診療による美容医療やオンライン診療を提供する施設の増加が顕著であり、それに伴い管理医師不在等の法令違反や対応困難な苦情等が増加した結果、当該事案の処理に多くの時間を要すため、効率的かつ効果的な監視を実施していく必要があります。

主な取組・事業

（関連事業：●新規、◎拡充、○その他主要）

取組・事業①	感染症対策の推進
内容	予防接種の積極的な情報提供による接種率の維持向上や、性感染症を含む各種感染症の正しい知識の普及啓発及び検査等の実施に取り組み、感染症予防を推進します。 ○定期予防接種事業 ○HIV及び性感染症検査事業
所管	健康推進課 ＜関連所管＞子ども子育て支援課、保育課、学務課

取組・事業②	衛生的な環境の確保
内容	環境衛生施設への監視指導を行い、衛生水準を確保します。感染症を媒介する衛生害虫の駆除作業を実施するとともに、区民からの防除に関する相談への対応、正しい情報の普及・啓発を行います。また、宿泊施設に対する監視体制の強化等を行いながら、安心して住み続けられる生活環境の保持や環境衛生水準の維持向上を図ります。 ○環境衛生関係施設の監視指導 ○特定建築物の監視指導 ○小規模給水施設の指導 ○ねずみ・衛生害虫の防除
所管	生活衛生課

取組・事業③	食生活の安全確保
内容	食品関連施設の衛生を確保するため、「食品衛生監視指導計画」に基づく効果的・効率的な監視を実施するとともに、食中毒や有害・違反食品等の発生時に迅速に対応します。また、HACCPによる衛生管理の導入について、区内事業者に対する支援を行います。 ○違反・有害食品の排除と公表、自主回収報告の指導 ○食中毒・有症苦情等に関する調査および指導 ○HACCPによる衛生管理についての区内事業者に対する導入支援
所管	生活衛生課

取組・事業④	医事・薬事の安全確保
内容	医療機関等に対し計画的に立入調査や指導を行い、医療の安全の確保を図ります。また、薬局や薬店、その他毒物および劇物販売業者に対して定期的に立入検査を行い、医薬品等の適正な販売や取り扱いを指導し、違反や事故の発生を防止します。 ○医療安全講習会の開催 ○医療相談窓口の設置 ○薬局等の監視指導
所管	生活衛生課

取組・事業⑤	受動喫煙防止対策の推進
内容	「健康増進法」および「東京都受動喫煙防止条例」に基づく屋内での受動喫煙対策を推進するとともに、「中央区受動喫煙防止対策の推進に関する条例」および「中央区歩きたばこ及びポイ捨てをなくす条例」に基づく屋外での喫煙対策を強化することで、喫煙する人もしない人も気持ちよく過ごせる環境づくりを行います。 ○飲食店・事業所などへの専門アドバイザーの派遣 ○受動喫煙防止に関する区内巡回パトロールの実施 ○指定喫煙場所の整備 ○「中央区たばこルール」の普及啓発
所管	生活衛生課

（4）安心して社会参加できる環境が整っている

目指す姿

- 安全・安心で快適な暮らしを実感できるとともに、ユニバーサルデザインの視点を取り入れたまちづくりが進み、気軽に外出し社会参加できる環境が整っています。

現状

- 情報のバリアフリーの推進では、広報紙をもとに「声の広報」（CD）や「点字広報」（点字版）、令和6（2024）年10月からは、多言語対応・音声読み上げ機能等を有するアプリ・WEBサービス「カタログポケット」を通じた広報紙の配信および希望者への無料個別配送を開始しました。加えて、区ホームページにおける自動翻訳機能や「やさしい日本語」のページを活用した情報提供のほか、通訳・翻訳者の週2回の窓口配置、タブレット端末を活用した電話・機械通訳の実施、令和7（2025）年度には区ホームページや窓口設置の二次元コードを読み取って通訳コールセンターにつながるサービスを開始し窓口対応の強化を図っています。
- 障害者の支援では、従来の手話通訳者や要約筆記者の派遣に加え、情報保障の取組として、タブレット端末を活用した遠隔手話・音声筆談サービスの実施や、障害者福祉課窓口における対話支援機器の導入など、多様な意思疎通手段の充実を図っています。
- バリアフリーマップ更新ボランティア講習会の受講者数が年々減少しているため、講習会を廃止し、既存地図と並行してGoogle Maps版の改修を行いながら、全エリアの更新を進めています。
- 区内のバリアフリーについては、基本的な考え方・整備方針等を定める「中央区福祉のまちづくり実施方針」の更新を行うとともに、歩道の平坦化工事、バリアフリートイレの整備など、事業計画に沿って公共空間のバリアフリー化を進めています。
- 子どもが安心して過ごせる環境づくりでは、通学路の安全対策として、こども110番、防犯ブザーの配布、安全パトロールや防犯カメラの設置等を実施しています。小学校の校庭を子どもたちの安全な遊び場として開放しており、一部の学校では、令和6（2024）年度から自転車の練習やキャッチボールもできるよう、校庭（遊び場）開放と日時を分けて練習場所を提供しています。防犯カメラは全小学校に整備が完了しています。
- 犯罪をした者等の円滑な社会復帰を支援し、区民の犯罪被害を防止するとともに、国計画および都計画を勘案して本区における再犯防止の取組を推進するため、令和7（2025）年3月に「中央区再犯防止推進計画」を策定しています。

課題・取組の方向性

- 誰もが情報にアクセスできるよう、特性やニーズに合わせた情報発信を進めていくため、紙・デジタル媒体を効果的に組み合わせた分かりやすい情報発信を進めるとともに、窓口等での案内やコミュニケーションなど各場面に適した人員や機器を提供していく必要があります。
- 外国語通訳サービス導入による通訳・翻訳依頼件数の減少や遠隔手話・音声筆談サービスの利用実績が少ない状況など、利用実態を分析しつつ、多文化共生に向けて円滑な窓口対応ができる体制づくりが重要です。
- 通学路の防犯カメラの更新や自転車練習ができる子どもの遊び場の充実が求められています。
- 本区の令和6（2024）年の再犯者率は東京都平均より低い水準ではあるものの、検挙者のうち約2人に1人が再犯者となっており、再犯防止対策のさらなる推進が課題となっています。

主な取組・事業

（関連事業：●新規、◎拡充、○その他主要）

取組・事業①	情報バリアフリーの強化
内容	障害者、高齢者、外国人を含む すべての人が必要な情報にアクセスできるよう、点字や声の広報、翻訳などによるわかりやすい情報提供に努めるとともに、特に支援を必要とする人に対し、手話や筆談、通訳等の伝達方法に配慮しています。誰もがいつでも必要とする情報に簡単にたどりつけ、手軽に利用できるよう情報アクセシビリティを強化します。 ○区ホームページに文字拡大・音声読み上げツールや多言語自動翻訳機能を搭載 ○手話通訳者及び要約筆記者の派遣 ○バリアフリーマップの更新 ○タブレット端末等による外国語通訳サービス、英語の通訳・翻訳窓口設置 ○声の広報、点字広報の発行 ○多様な意思疎通手段の確保 ○タブレット端末を活用した遠隔手話・音声筆談サービス
所管	広報課、障害者福祉課、地域福祉課、総務課、文化・生涯学習課

取組・事業②	人にやさしい空間づくり
内容	「中央区福祉のまちづくり実施方針」に基づき、高齢者や障害者を含むすべての人が安全かつ快適に施設を利用し、社会参加できるよう、公共施設等の建築物、公共交通機関、道路、公園、公衆便所等のバリアフリー化を進めます。店舗や飲食店等の不特定多数の人が利用する民間建築物についても、都条例に基づく整備基準に適合するように指導します。 ○公共施設、民間建築物等におけるバリアフリー化の推進 ○人にやさしい歩行環境の整備 ○鉄道駅のエレベーター等の整備促進 ○誰もが使いやすい公衆便所の整備
所管	地域福祉課、建築課、道路課、交通課、水とみどりの課

取組・事業③	子どもを守る安全なまちづくり
内容	児童の通学路やスクールバス等の安全を確保するとともに、安全に安心して過ごせる場所として遊び場を提供し、児童の健全育成を図ります。 ○子どもの遊び場開放 ○通学路やスクールバス等の安全対策
所管	学校施設課、学務課 ＜関連所管＞交通課

取組・事業④	再犯を防止し共に歩む安心なまちづくり
内容	令和7（2025）年3月に策定した「中央区再犯防止推進計画」に基づき、犯罪をした人の社会復帰や青少年の健全育成に向けて、民間活動者との連携を一層強化し、再犯防止の取組を推進し、誰一人とり残さない地域づくりを進めます。 ○民間協力者の活動の促進（中央区保護司会、中央区更生保護女性会、補導連絡会、青少年対策地区委員会、青少年委員会、防犯協会） ○「社会を明るくする運動」関係事業の推進 ○更生保護サポートセンターの運営
所管	地域福祉課、文化・生涯学習課、防災危機管理課